

# 次期 相模原市教育振興計画 [ 答申 ( 案 ) ]

令和元(2019)年 月

( 白紙 )

## はじめに

相模原市は、丹沢の雄大な山なみ、相模川の清らかな流れ、相模野の広大な台地に抱かれ、豊かな自然の恵みの下、歴史と文化が培われ、先人の知恵とたゆまぬ努力により発展してきました。

このような自然や文化を大切にしながらも、絶え間なく前進を続けており、圏央道の開通やリニア中央新幹線の整備に伴う経済・交流圏域の一層の拡大、小惑星探査機「はやぶさ」が小惑星のサンプルリターンを世界で初めて成功させたJAXA(宇宙航空研究開発機構)の活躍など、相模原市は将来の可能性に満ちあふれている都市でもあります。

教育分野に目を向ければ、学校・家庭・地域住民等の連携の下、「人が<sup>たから</sup>財産」を基本的な考え方とし、人を大切にするという視点でこれまでの教育施策を展開してきたところですが、超スマート社会や人生100年時代を迎えるなど教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、今後の社会を予測することが難しくなっています。

こうした状況に的確に対応していくためには、受容性の高い社会や持続可能な社会の実現を見据えながら、より具体的なビジョンの下で教育を推進する必要があることから、相模原市の教育が目指す人間像として「共に認め合い<sup>いま</sup>現在と未来を創る人」と掲げました。これまでの取組を大切にしながらも、温かさ<sup>い</sup>と先進性のある教育を推進することにより、この人間像の実現に向けて歩を進めていきたいと考えています。

また、魅力あるまちづくりという観点からも教育は重要な柱のひとつであり、誰もが「ここで学んでよかった」、「ここでもっと学びたい」と思い、自分が住んでいる地域への愛着や誇りを感じるなど、相模原市が一人ひとりの心の拠り所になるとともに、教育の力で選ばれる都市となることを期待しています。

# 目次

<b>第1章 計画の策定に当たって</b>	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
(1) 法的な位置付け	1
(2) 本市における位置付け	1
3 計画の期間	2
<b>第2章 教育を取り巻く社会情勢</b>	3
1 最近の社会情勢	3
(1) 超スマート社会(Society 5.0)の到来	3
(2) 人生100年時代の到来	3
(3) グローバル化の進展と持続可能な開発目標(SDGs)	3
2 国における教育政策の動向	4
(1) 教育基本法	4
(2) 第3期教育振興基本計画	5
<b>第3章 基本理念</b>	6
1 相模原市の教育が目指す人間像	6
2 基本姿勢	7
<b>第4章 施策体系</b>	8
基本方針 生涯にわたる学びの推進	10
目標1 未来を切り拓く力の育成	11
目標2 新しい時代に活躍できる力の育成	19
目標3 共生社会の実現に向けた取組の推進	23
目標4 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供	33
目標5 生涯にわたり楽しむことができるスポーツ活動の推進	37
基本方針 オール相模原で取り組む地域教育力の向上	41
目標6 子どもたちの成長を支える取組の推進	42
目標7 学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進	46
目標8 家庭を支える取組の推進	50

基本方針	多様な学びを支える環境の充実 .....	53
目標 9	学校指導体制の充実 .....	54
目標 10	学校教育環境の充実 .....	59
目標 11	学校安全の推進 .....	62
目標 12	生涯学習・社会教育の推進体制の充実 .....	64
目標 13	生涯学習・社会教育環境の充実 .....	66
<b>第5章</b>	<b>進行管理 .....</b>	<b>67</b>



# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成22(2010)年3月に初めて相模原市教育振興計画を策定し、学校・家庭・地域住民等の連携の下、「人が<sup>たから</sup>財産」を基本的な考え方として教育行政を推進してきました。

令和元(2019)年度末に計画期間が終了するに当たり、これまでの考え方を継承しつつも、社会の変化や今日的な課題に対応するため、新たな計画を策定し、本市の教育が目指す方向性を明確にするものです。

## 2 計画の位置付け

### (1) 法的な位置付け

教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定により本市が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

#### 教育基本法 抜粋

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

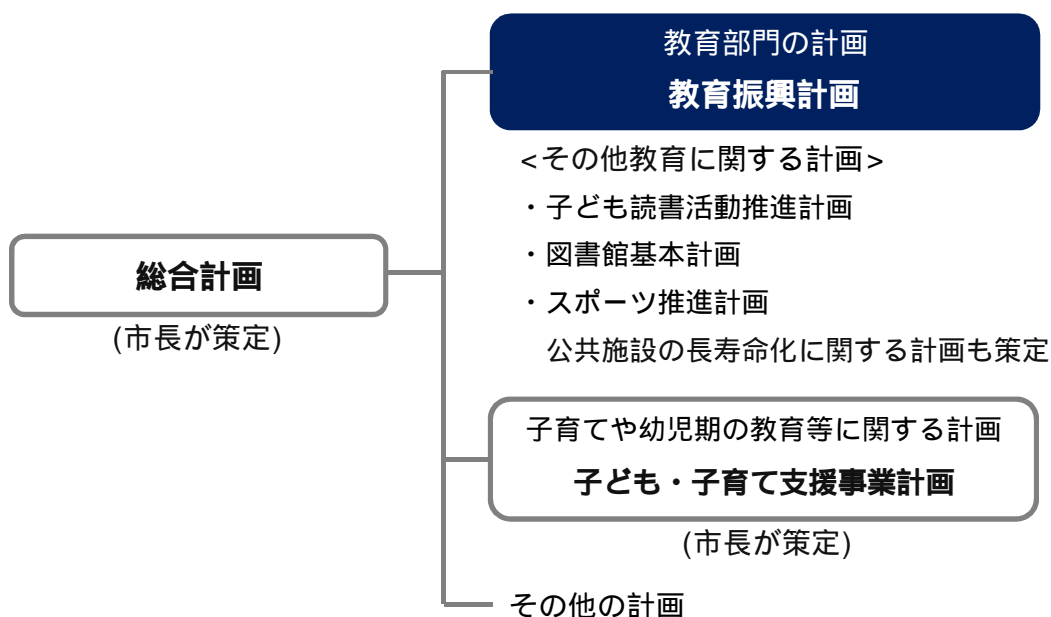
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### (2) 本市における位置付け

市が目指す将来の都市像を掲げる「相模原市総合計画」における教育部門の計画として策定します。

また、学校教育に関する計画として平成19(2007)年度に策定した「さがみはら未来をひらく学びプラン」と、平成22(2010)年度に策定した「新・相模原市支援教育推進プラン」については、いずれも令和元(2019)年度末をもって計画期間が終了するところですが、両計画に記載されている施策は今回の教育振興計画の中に盛り込み、一体的に推進していきます。

< 本市における位置付け >



なお、幼児期の教育に関しては、市長が策定する「子ども・子育て支援事業計画」において取り扱っていますが、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、生涯にわたる学びを意識している教育振興計画においては、幼児期の教育と義務教育の接続に関することについて記載しています。

### 3 計画の期間

令和2(2020)年度から令和9(2027)年度までの8年間

教育振興計画における「幼児期の教育」の取扱いについて記載してほしい。  
「幼児期の教育」の重要性を記載してほしい。



## 第2章 教育を取り巻く社会情勢

### 1 最近の社会情勢

#### (1) 超スマート社会(Society 5.0)の到来

超スマート社会(Society 5.0)とは、情報社会(Society 4.0)に続く、我が国が目指すべき未来社会の姿であり、具体的には人工知能(AI)、IoT<sup>1</sup>、ロボットなどの先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、多様なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスが提供されることにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことをいいます。

こうした社会を豊かに生きるためには、先端技術では代替できない力と先端技術を使いこなす力を身に付けることが求められています。

#### (2) 人生100年時代の到来

日本の人口が減少する一方で平均寿命は延伸を続けており、世界一の長寿社会を迎えています。2055年に65歳を迎えた人(平成2年生まれ)については、男性の約4割、女性の約7割が90歳まで長生きし、更に女性の約2割が100歳まで長生きすると推計されています<sup>2</sup>。

長い人生を豊かに過ごすためには、生涯にわたって学ぶことができる機会の充実が求められています。

#### (3) グローバル化の進展と持続可能な開発目標(SDGs)

情報通信技術の進展や交通手段の発達などにより、地球規模で人、モノ、資本が移動しており、様々な分野で「国境」の意義が曖昧になっています。こうしたグローバル社会の下では、経済危機、気候変動、自然災害、感染症などの課題が他国にも連鎖して発生し、深刻な影響を及ぼす時代になっています。

このような状況を踏まえ、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、誰一人取り残さないことを誓い、全ての国に適用される普遍的な「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げています。特に教育分野については、「すべての人々への包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが求められています。

<sup>1</sup> Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれており、モノに組み込まれたセンサーなどからデータを集積する仕組みのことをいいます。

<sup>2</sup> 第5回社会保障審議会年金部会(平成30年10月10日開催)資料から抜粋。

## 2 国における教育政策の動向

### (1) 教育基本法

昭和22年に制定された旧法を全部改正し、平成18年に成立した教育基本法においては、教育の目的(第1条)などが引き続き規定されており、旧法における普遍的な理念は大切にされつつも、教育の目標(第2条)、生涯学習の理念(第3条)、障害のある人への教育の機会均等(第4条第2項)や学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第13条)などが新たに規定されており、新しい時代の教育の理念が示されています。

教育基本法(平成18年法律第120号)抜粋

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

## (2) 第3期教育振興基本計画

平成30(2018)から令和4(2022)年度までを計画期間とする第3期教育振興基本計画が、平成30年6月15日に閣議決定されました。

この計画では、教育基本法の理念を踏まえ、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方が示されました。

具体的には、人生100年時代や超スマート社会の到来に向け、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、次の5つの今後の教育政策に関する基本的な方針が設定されました。

夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する  
社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する  
生涯学び、活躍できる環境を整える  
誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する  
教育政策推進のための基盤を整備する

## 第3章 基本理念

### 1 相模原市の教育が目指す人間像

教育は、一人ひとりが幸福な人生とより良い社会の創り手となる上での礎であり、本市においては「人が<sup>たから</sup>財産」を基本的な考え方とし、人を大切にするとする視点でこれまでの教育施策を展開してきました。

この考え方は普遍的なものですが、超スマート社会や人生100年時代を迎えるなど今後の社会の予測が難しくなる中においては、より具体的なビジョンの下で教育を推進していく必要があることから、相模原市の教育が目指す人間像を次のとおり設定します。

#### 目指す人間像

#### 共に認め合い <sup>いま</sup> 現在と未来を創る人

##### 共に認め合い

今後どのような時代になっても、一人ひとりが自分らしく輝き、多様な人々<sup>3</sup>が共に生きるためには、まず自分の良いところや可能性に気づき、更には短所を含めて自分自身だと認めることが大切です。自分を認めることを通じて、自分以外の人にもそれぞれ良いところなどがあり、多様な人々がいることを理解し、皆が共に認め合い、つながり、支え合えるようになって欲しいという思いを込めています。

##### <sup>いま</sup> 現在と未来を創る

予測困難な時代であっても豊かな人生を送るためには、自ら学びに向かい、広く想像し、深く思考して主体的に行動するとともに、多様な人々が積極的にかかわり、高め合いながら、新たな価値<sup>4</sup>を生み出すことが求められています。こうしたことを通じ、誰もが心豊かに生き生きと活躍し続けられる現在を創るとともに、人間ならではの感性を働かせ、先端技術を駆使しながら持続可能な未来を創ってほしいという思いを込めています。

<sup>3</sup> 「多様な人々」とは、性別、年齢、国籍や民族、疾病や障害の有無、文化、生活習慣の違い等のある人々のことをいいます。

<sup>4</sup> 「新たな価値」とは、文化芸術や技術革新のようなものに限らず、地域課題や身近な生活上の課題を自分なりに解決するなど自他の人生や生活を豊かなものにしていく様々な工夫などを含みます。

## 2 基本姿勢

相模原市の教育が目指す人間像の実現に向けては、これまで取り組んできた教育を大切にしながら、次の3つを基本姿勢として、次章に掲げる教育施策を展開していきます。

この教育施策全体を通じて、誰もが「ここで学んでよかった」、「ここでもっと学びたい」と思い、自分が住んでいる地域への愛着や誇りを感じるなど、相模原市が一人ひとりの心の拠り所となることを期待しています。

### 基本姿勢1 温かさと先進性のある教育の推進

一人ひとりの個性を認めて大切にするとともに、障害の有無や生育環境などにかかわらず誰もが十分に学ぶことができるよう、誰一人取り残さない**温かさ**のある教育と、未来社会を見据え、既成概念や前例にとらわれずに進取の精神で臨む**先進性**のある教育を推進します。

### 基本姿勢2 「縦の接続」と「横の連携」

幼児期から高齢期までの生涯にわたる学びを意識した「縦の接続」と、学校・家庭・地域住民等や行政が一丸となり教育に取り組む「横の連携」を軸とし、学校教育分野と生涯学習・社会教育分野に連続性を持たせた教育施策を展開します。

### 基本姿勢3 教育資源の効果的な活用

相模原市の教育資源である豊富な人材や豊かな自然環境を活用するとともに、本市らしい教育施策を効果的に展開するため、教育現場の実情を踏まえ、課題のあるポイントに対して重点的な取組を行っていきます。

## 第4章 施策体系

### 基本方針

### 生涯にわたる学びの推進

### 【縦の接続】

- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| <b>目標 1</b> | <b>未来を切り拓く力の育成</b>              |
| 施策 1        | キャリア教育の推進                       |
| 施策 2        | 学びの連続性を意識した教育活動の展開              |
| 施策 3        | 学力の向上に向けた取組の推進                  |
| 施策 4        | 豊かな心を育む教育の推進                    |
| 施策 5        | 健康的な体づくりの推進                     |
| <b>目標 2</b> | <b>新しい時代に活躍できる力の育成</b>          |
| 施策 1        | グローバルに活躍できる力の育成                 |
| 施策 2        | 情報社会で活躍できる力の育成                  |
| <b>目標 3</b> | <b>共生社会の実現に向けた取組の推進</b>         |
| 施策 1        | 多様性の理解や人権意識の向上                  |
| 施策 2        | 特別支援教育の推進                       |
| 施策 3        | 特別支援教育の体制の充実                    |
| 施策 4        | 不登校やいじめなどへの対応                   |
| 施策 5        | 学びの機会の確保                        |
| <b>目標 4</b> | <b>生涯にわたって学び生かす学習機会の提供</b>      |
| 施策 1        | 生涯にわたる学習機会の提供                   |
| 施策 2        | 学んだことを生かす機会の提供                  |
| 施策 3        | 学習機会に関する情報の発信                   |
| <b>目標 5</b> | <b>生涯にわたり楽しむことができるスポーツ活動の推進</b> |
| 施策 1        | 市民のスポーツ機会の充実                    |
| 施策 2        | 子どもたちがスポーツの魅力や楽しさを実感できる機会の提供    |

学校教育に関する目標 1～3における各施策の展開に当たっては、特に教員の資質・能力の育成が欠かせませんが、施策体系上、教員研修については目標 9 として整理しています。両者を一体的に理解できるよう、関係する教員研修については、目標 1～3 において適宜言及しています。

**基本方針** オール相模原で取り組む地域教育力の向上 **【横の連携】**

- 目標 6** **子どもたちの成長を支える取組の推進**
  - 施策 1 地域と学校の連携・協働
  - 施策 2 子どもの居場所・遊び場づくり
  - 施策 3 青少年活動の推進
- 目標 7** **学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進**
  - 施策 1 住民主体の公民館活動の推進
  - 施策 2 市民主体の社会教育事業・スポーツ活動の促進
  - 施策 3 地域の歴史や伝統文化の継承
- 目標 8** **家庭を支える取組の推進**
  - 施策 1 家庭教育支援の充実
  - 施策 2 子育て支援の推進

**基本方針** 多様な学びを支える環境の充実 **【基本方針 と の基盤】**

- 目標 9** **学校指導体制の充実**
  - 施策 1 教員の確保
  - 施策 2 教員の資質・能力の育成
  - 施策 3 学校における働き方改革の推進
- 目標 10** **学校教育環境の充実**
  - 施策 1 安全で快適な施設・設備の整備
  - 施策 2 望ましい学校規模の実現に向けた取組
  - 施策 3 学校給食の充実
  - 施策 4 ICT環境の整備
- 目標 11** **学校安全の推進**
  - 施策 児童生徒の安全対策の推進
- 目標 12** **生涯学習・社会教育の推進体制の充実**
  - 施策 研修・支援体制の充実
- 目標 13** **生涯学習・社会教育環境の充実**
  - 施策 生涯学習・社会教育施設等の整備や老朽化への対応

なお、各目標が記載されたページは、**目標の説明、現状と課題、成果指標<sup>5</sup>、施策**で構成されています。

<sup>5</sup> 毎年度の予算措置状況によって施策の実施規模が大きく左右されるなど、成果指標の設定に馴染まない目標については成果指標を設定していません。

## 基本方針 生涯にわたる学びの推進

予測困難な時代であっても、市民一人ひとりが、夢や生きがいを持って豊かな人生を送れるよう、幼児期から生涯にわたって学び、他者と高め合い、自分の可能性を広げることが重要です。

このため、幼児期から高齢期までの生涯にわたる学びを意識し、子どもたちの未来を切り拓く力を育むとともに、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応し、子どもの権利保障をはじめ、共生社会の実現に取り組むほか、生涯学習機会の提供を進めていきます。

具体的には、次の目標により各施策を進めていきます。

- 目標 1** 未来を切り拓く力の育成
- 目標 2** 新しい時代に活躍できる力の育成
- 目標 3** 共生社会の実現に向けた取組の推進
- 目標 4** 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供
- 目標 5** 生涯にわたり楽しむことができるスポーツ活動の支援



## 目標1 未来を切り拓く力の育成<sup>ひら</sup>

子どもたちが持続可能な未来の担い手として自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けるキャリア教育を推進し、幼児期、義務教育段階、義務教育終了後という学びの連続性を意識した教育活動を各発達段階に応じて展開します。日々の授業や学校生活の様々な場面において直面する様々な課題を解決することにより、自立に向けた必要な知識・技能を習得し、他者と協働しながら主体的に探究していく学びの充実を図ります。

### 現状と課題

令和2(2020)年度から順次実施される小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領においては、「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等の目標及び内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理されました。

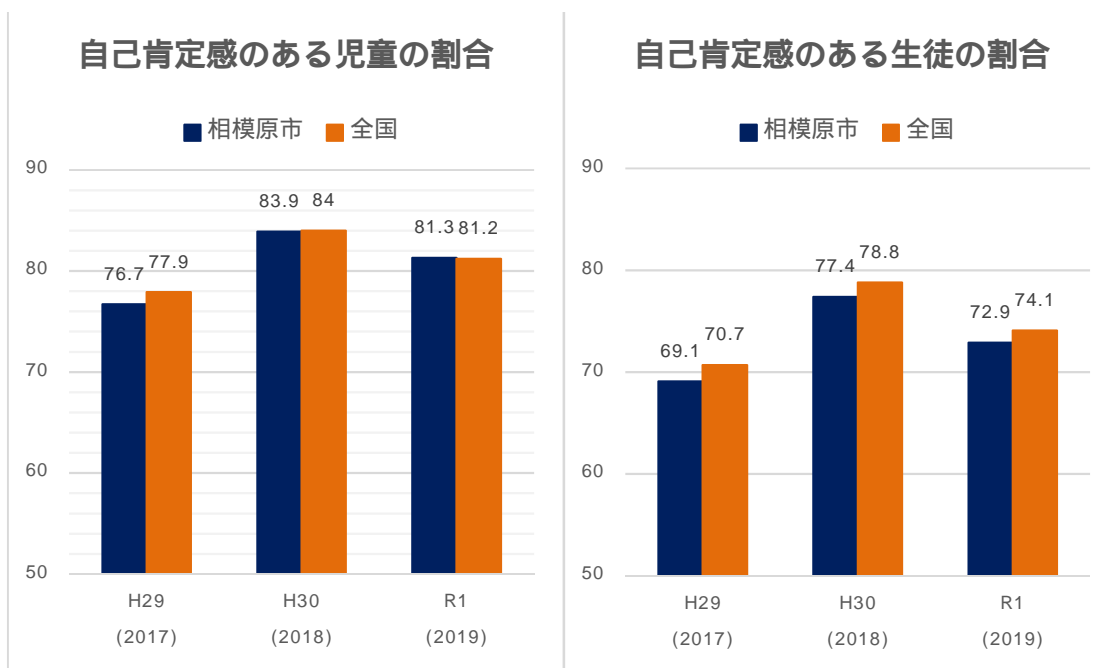
具体的な教育内容についても改善が図られており、理数教育、伝統や文化に関する教育、主権者教育や消費者教育などの充実のほか、学ぶことと自分の将来とのつながりを意識させ、教育活動全体を通じて必要な資質・能力を育むキャリア教育の重要性が示されています。

学びに向かう力や、夢・目標などに挑戦しようと思う意欲の源泉には自己肯定感がありますが<sup>6</sup>、本市においては、自己肯定感のある<sup>7</sup>児童生徒の割合が全国平均をやや下回る傾向にあり、様々な教育活動を通じて自己肯定感を育むことが求められています。

学習指導要領の内容について  
追記させていただきました。

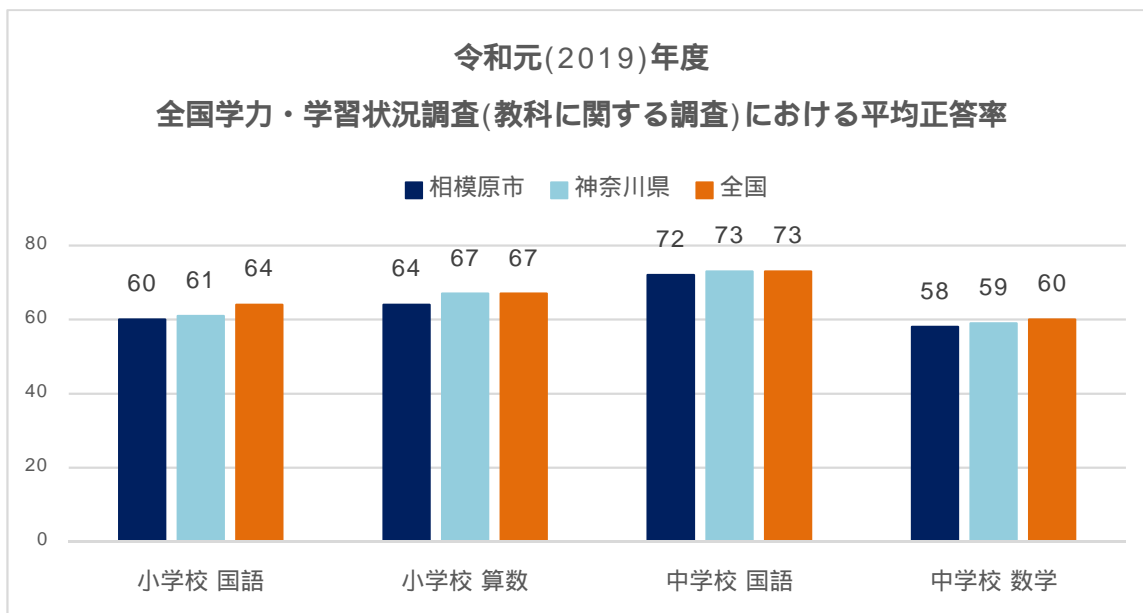
<sup>6</sup> 本市が実施した子どもアンケートによると、自分のことが「好きではない」「どちらかといえば好きではない」と答えた児童生徒よりも、「好き」「どちらかといえば好き」と答えた児童生徒の方が、国語や算数・数学等の教科について「よくできる」と回答しています。

<sup>7</sup> ここでは、「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒を「自己肯定感のある」と表現しています。



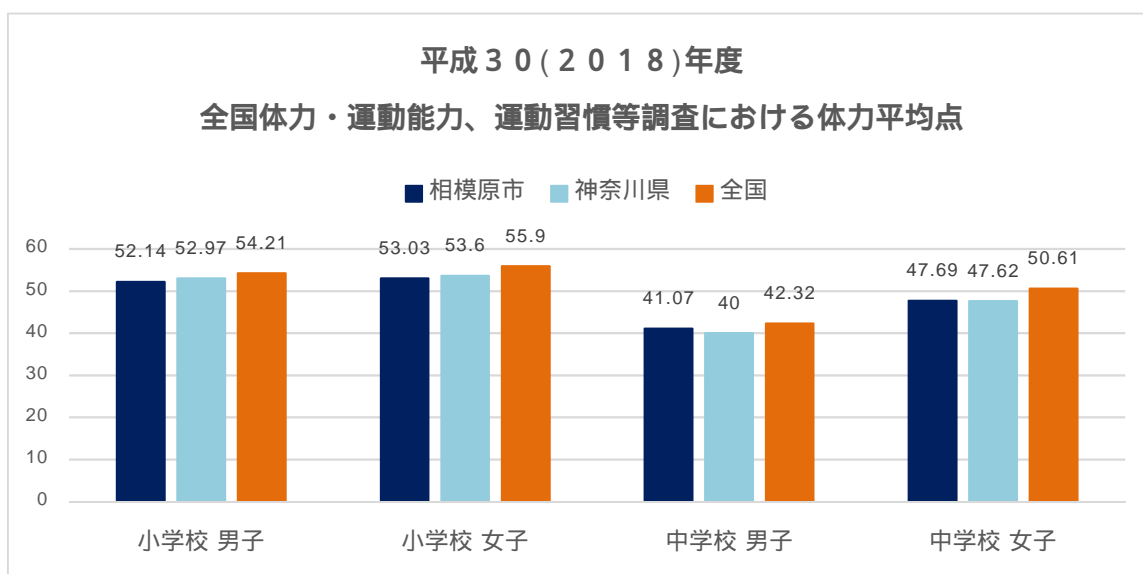
【出典】全国学力・学習状況調査

また、一人ひとりが生涯にわたり学びを継続していくためには基礎的・基本的な知識及び技能の習得が不可欠ですが、本市においては、児童生徒の国語や算数・数学の平均正答率が全国平均をやや下回る傾向にあります。



これまで本市では、放課後補習の実施や、授業中に子どもの学びをサポートする学習支援員の導入などの取組を進めてきましたが、家庭の経済状況が学力に影響を与える<sup>8</sup>ことも踏まえ、子ども一人ひとりが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の人生を歩むことができるよう、義務教育における取組が一層求められています。

児童生徒の体力・運動能力についても、本市は全国平均をやや下回る傾向にあり、生涯にわたって運動を続ける上では、運動を一層好きになるような取組が求められています。



<sup>8</sup> 日本財団が平成30年に公表した「家庭の経済格差と子どもの認知能力・非認知能力格差の関係分析」によると、貧困を背景とする学力格差は小学校初期から存在しており、その差は小学校4年生頃に拡大しています。また、学年が上がるにつれ、貧困世帯の子どもは低学力層へと集中していく傾向にあります。

## 成果指標

### 自分には良いところがあると思う児童生徒の割合

キャリア教育の推進により、様々なことに挑戦しようと思う意欲の源泉である自己肯定感が育まれているかを測る指標

〔測定方法：児童生徒アンケート〕

### 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合

キャリア教育の推進により、未来への前向きな気持ちや自分らしい生き方を実現しようとする意欲が育っているかを測る指標

〔測定方法：児童生徒アンケート〕

### 学習調査において目標値を達成する児童の割合

学力の向上に向けた取組により、児童の基礎的・基本的な知識及び技能の定着度を測る指標

〔測定方法：相模原市学習調査〕

## 施策

この目標に取り組むに当たっては、教員の指導力向上が重要となりますが、施策体系上、教員研修については目標9における施策2の主な取組を中心に記載しています。

### 施策1 キャリア教育の推進

全ての教育活動を通じ、キャリア教育で育む力を意識した教育活動を展開することにより、児童生徒の自己肯定感や学ぶ意欲を高め、社会的・職業的自立に向かって未来を切り拓く<sup>ひら</sup>力の育成を図ります。

〔主な取組〕

#### 全ての教育活動を通じたキャリア教育の推進 <新規>

キャリア教育において育みたい力である「つながる力」、「自律する力」、「見通す力」、「乗り越える力」の育成を図るため、これらの視点で従来の教育活動を整理し、児童生徒の実態・地域の特性等に応じた教育課程を編成します。また、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に、児童生徒が義務教育9年間の活動を記録し蓄積するキャリア・パスポートの活用を図ります。

#### 社会で活躍する人との交流

自己の適性を知り、進路や生き方について主体的に考える機会として、小中学校において職場体験を実施するとともに、企業や団体と連携・協力して様々なジャンルで活躍する人材を活用する仕組みを検討します。

## **施策 2 学びの連続性を意識した教育活動の展開**

教員や保護者などが、幼児期、義務教育段階、義務教育修了後という子ども一人ひとりの学び・育ちのつながりをこれまで以上に意識し、各学校種が相互に連携・協力した学びの連続性がある教育活動を展開します。

〔主な取組〕

### **幼・保・小連携の推進**

子どもが新しい学校生活に円滑に移行していくためのスタートカリキュラムの実践や幼保小連携研修会等での円滑な情報連携と行動連携の構築により、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校における生活や学びの連続性を大切にされた教育課程等の充実を図ります。

### **小中一貫教育の推進 <新規>**

各中学校区において、小中学校が家庭・地域住民等と義務教育9年間で育てる「めざす子ども像」を共有し、キャリア教育で育みたい力を軸としたカリキュラム・マネジメントにより、義務教育9年間を見通した教育活動を展開します<sup>9</sup>。

また、中学校区の教員が一堂に会する「小中一貫の日」を設定し、学区の特性や児童生徒の実態に応じた教育の在り方等について協議しながら、小中一貫教育やキャリア教育の推進を図ります。

あわせて、小中一貫教育の実践形態の1つとして、義務教育学校の導入に関する検討を行います。

---

<sup>9</sup> 平成30年8月に策定した「相模原市小中一貫教育基本方針」において基本的な考え方を整理しています。

教科担任制と少人数教育の  
どちらが良いとは一概に言えない。

### **施策3 学力の向上に向けた取組の推進**

各種調査結果を分析・活用し、各学校の実情を踏まえた取組を推進するなど、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図ります。

〔主な取組〕

#### **各種調査結果の分析・活用**

全国学力・学習状況調査や本市独自の学習調査の結果を分析し、児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援や学校での授業改善に活用します。

#### **各学校の実情に応じた指導形態の導入**

きめ細かな指導ができる少人数学級や少人数指導、小学校においてより専門性の高い指導ができる教科担任制など様々な指導形態のうち、各学校の実情に応じた手法を導入することで、児童生徒の学力の向上を図ります。

#### **学力保障に向けた取組**

外部人材を活用した補習、担任と連携したチームティーチングや個別指導を行う人員の活用などにより、基礎的・基本的な知識及び技能の定着や学習意欲の向上を図ります。

#### **規則正しい生活習慣の確立**

児童生徒や保護者に対して生活出前講座等を実施し、規則正しい生活習慣の確立を図ることにより、家庭学習の定着や家庭における自己肯定感の育成に向けた取組を促します。

## **施策4 豊かな心を育む教育の推進**

体験活動や文化活動を通して、児童生徒の創造性や主体性を培い、豊かな心を育む教育を推進します。

〔主な取組〕

### **体験学習の推進**

相模川自然の村野外体験教室(若あゆ)・ふるさと自然体験教室(やませみ)を中心に、豊かな自然を生かした自然体験、田植え・稲刈り等の農業体験、身近な歴史や伝統文化に関わる体験学習を推進します。

### **さがみ風っ子文化祭の実施**

特色ある教育活動の一環として、各学校で展開されている教育活動や文化的活動を奨励し、その成果の発表を通して、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育成します。

### **地域文化教育の推進**

音楽・演劇鑑賞会など優れた文化芸術に触れることができる機会や、市内で活動するプロの芸術家が学校を訪問して専門知識や技法を教える機会を設定するなど、地域文化教育を推進します。

## **施策5 健康的な体づくりの推進**

成長期にある児童生徒が体を動かす楽しみや喜びを体感するとともに、心身の成長や健康の保持増進が図られるよう各種取組を推進します。

〔主な取組〕

### **楽しみながら学ぶ学校体育の充実**

本市が独自に作成した準教科書(さがみっ子の体育)の活用や、体力や技能の程度、性別や障害の有無などにかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有できる授業づくりを行います。

### **ホームタウンチーム・大学等と連携した体育授業や運動部活動の充実**

小学校体育授業サポートやタグラグビー出前授業などホームタウンチームと連携した体育授業を実施するとともに、大学等との連携により運動部活動に所属する生徒の競技力の向上を図ります。

### **学校における食育の推進**

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けられるよう、本市の地場農産物等を取り入れた学校給食を活用するなど給食の時間等における指導を行うとともに、児童生徒一人ひとりの健康課題に応じた個別指導を行うなど、栄養教諭を中核とした学校における食育を推進します。



## 目標2 新しい時代に活躍できる力の育成

世界に目を向け、様々な分野で活躍できる人材を育成するため、学校において、自国や他国の文化理解を深め、互いの考えを伝え合い、理解し合える英語によるコミュニケーション能力の育成を推進します。また、様々な教科等においてプログラミング教育を推進し、論理的思考力や先端技術を使いこなす力などの情報活用能力<sup>10</sup>の育成を図ります。

### 現状と課題

令和2(2020)年度から順次実施される小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領においては、外国語教育やプログラミング教育などを充実することが示されており、今後の未来社会を見据えた教育が重要となっています。

外国語教育について、本市では小学校学習指導要領の全面実施に先駆け、外国人英語指導助手(ALT)を増員し、専門的知見から教員に助言を行う英語教育アドバイザーを配置してきましたが、今後、子どもたちがグローバル社会でも活躍できるよう、他国の人と互いの考えを伝え合う英語によるコミュニケーション能力などの育成が一層求められています。

プログラミング教育についても、本市では全国に先駆け、小学校第4～6学年において授業を実施し、また民間企業との連携にも取り組んできましたが、超スマート社会を見据えた中で、言語能力と同様に学習の基盤となる資質・能力とされている情報活用能力の育成が一層求められています。

---

<sup>10</sup> 学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力(ICT活用スキル)であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものとされています。

## 成果指標

### 身近な話題について、英語を使って自分の気持ちや考えを簡単な語句や文で伝え合うことができると思う児童生徒の割合

英語教育の実践により、児童生徒の英語によるコミュニケーションを図ろうとする意欲を測る指標

〔測定方法：児童生徒アンケート〕

### CEFR<sup>11</sup> A-1 レベル(英検3級程度)以上の英語力を有する生徒の割合

英語教育により、生徒の英語力(4技能)が一定程度に達しているかを測る指標

〔測定方法：英語教育実施状況調査(文部科学省)〕

### 課題を解決するために、順序立てて考えたり、うまくいかなかったときに、やり直したりすることができると思う児童生徒の割合

プログラミング教育やICTの活用により、児童生徒の情報活用能力の育成が図られているかを測る指標

〔測定方法：児童生徒アンケート〕

---

<sup>11</sup> CEFR (Common European Framework of Reference for Languages :Learning, Teaching, assessment (外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠)) は、カリキュラムの手引きの作成、教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、わかりやすい、包括的な基盤を提供する国際的な基準として開発されたものです。

## 施策

この目標に取り組むに当たっては、教員の指導力向上が重要となりますが、施策体系上、教員研修については目標9における施策2の主な取組を中心に記載しています。

### 施策1 グローバルに活躍できる力の育成

英語教育を通して、言語・文化や価値の多様性を受け止め、英語を用いてコミュニケーションを図ることができる児童生徒の育成を目指します。

〔主な取組〕

#### 外国人英語指導助手(A L T)の活用

児童とA L Tが英語で会話するパフォーマンステストの実施など、外国人と実際のコミュニケーションを図る機会を充実し、英語を用いたコミュニケーションを図ることができる児童生徒を育成します。

#### 小学校1年生からの英語教育の充実

A L T・専科教員等の活用や授業時数の増加等により、小学校1年生から英語に触れる機会を充実します。

#### 小学校における英語専科教員の配置

小学校における外国語の教科化に伴い、より質の高い英語教育を行うため、一定の英語力を有する専科教員の配置を検討します。

#### 国際理解教育の推進

各教科における学習や外国人との交流等を通じて、自国の伝統・文化を理解するとともに、異なる言語・文化や価値の多様性を受け止めることができる児童生徒の育成を図ります。

自国や他国の文化を理解することは重要だ。

## 施策2 情報社会で活躍できる力の育成

プログラミング教育を通して、情報社会を生きるために児童生徒の論理的思考力などの情報活用能力を育成します。

〔主な取組〕

### プログラミング的思考<sup>1 2</sup>の育成

本市が独自に作成したモデルカリキュラムによりプログラミング教育を推進し、プログラミング的思考等を育成します。

### 情報セキュリティ・モラルに関する資質・能力の育成

情報セキュリティ・モラルハンドブックを活用してカリキュラムの推進を図ることで、情報機器の悪用が個人や社会に多大な経済的・精神的損害を与えることを理解して誠実な情報活用を行うなど新たな情報倫理上の課題に対応できる資質・能力を育成します。

### ICT活用スキルの育成

各教科等の授業において、児童生徒が計画的にICTを活用することで、今後の社会で求められるICT活用スキルを育成します。

インターネットによるいじめを防止するような取組が必要だ。

<sup>1 2</sup> 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つひとつの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のことをいいます。

### 目標3 共生社会の実現に向けた取組の推進

共生社会の実現に向けて、多様性や人権、命を尊重する子どもたちの心を育成するとともに、障害、母語が外国語のほか、生まれ育った環境などにより様々な困難を抱える子どもたちや、不登校やいじめの状態にあり、悩みを抱える子どもたちを温かく支援するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育などの取組を推進します。

#### 現状と課題

##### (1) 人権教育の推進

人権教育の実施は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、各自治体の責務とされていますが、相模原市人権施策推進指針(平成31年1月改定)でも学校教育で取り組むことを明示しています。

- 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」や「人権尊重の理念を単に理解するにとどまることなく、それが態度や行動に現れるようになること」を目標とする人権教育においては、教員の人権意識が児童生徒の意識に大きく影響を及ぼす「隠れたカリキュラム<sup>13</sup>」が重視されます。
- 教員が、多様な性、外国とのつながり、障害等、児童生徒の置かれた様々な状況や特性を理解し、人権意識を向上させ、児童生徒が安心して学校生活を送れるように支援していくことが大切です。

---

<sup>13</sup> 「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図するしないに関わらず、学校生活を営む中で児童生徒自らが学び取っていく全ての事柄を指すものです。学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方や雰囲気といったものになります。

## (2) 特別支援教育の推進

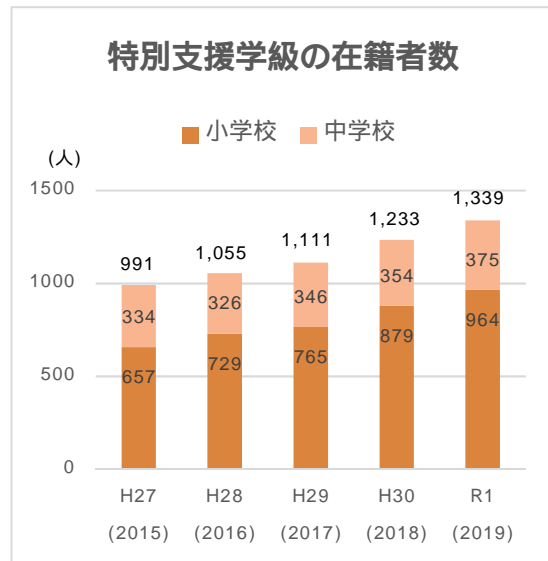
本市における児童生徒数は減少傾向にある一方で、特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加傾向にあります。

こうした中においては、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が重要であり、その構築のために特別支援教育を着実に進めていく必要があります<sup>14</sup>。平成

28(2016)年に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)も踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が一層求められています。

特に通常の学級においては、発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%程度在籍しているとも言われており<sup>15</sup>、どの児童生徒にとってもわかりやすく見通しをもって学ぶことができるような授業の実施や、通級指導教室の充実が求められています。

特別支援学級においては、一人ひとりの障害の特性や状態に応じた指導が重要であり、必要な体制の構築が求められています。また、本市には県立の特別支援学校がありますが、在籍するのは相模原の子どもたちであり、障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるよう、交流及び共同学習の推進が求められています。



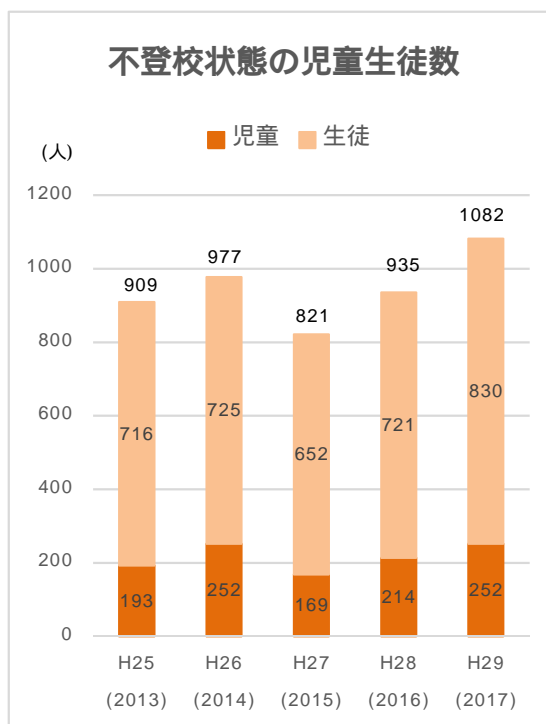
<sup>14</sup> 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)  
(平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会)

<sup>15</sup> 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査  
(平成24年12月5日 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

### (3) 不登校対策の推進

本市において不登校状態にある児童生徒数は、近年増加傾向にあります。不登校となる要因は様々ですが、中学校に進学すると不登校者数が急増することが確認されています。

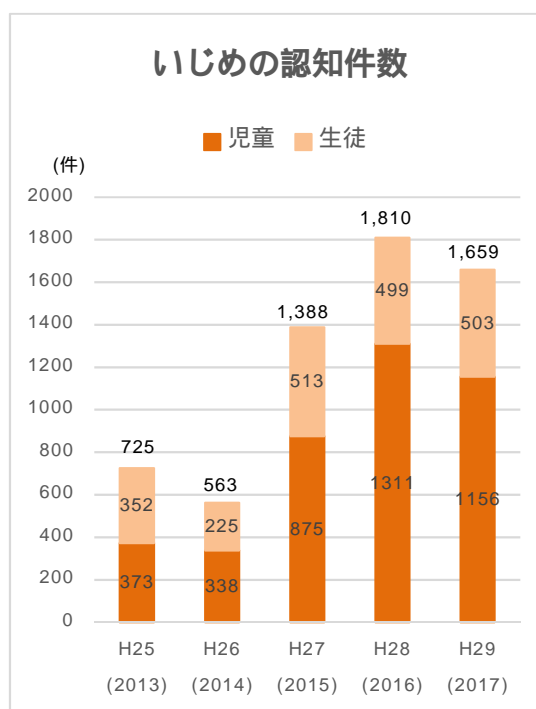
こうした状況を踏まえ、令和元(2019)年度には不登校対策プロジェクト会議を立ち上げ、現状分析を行い、効果的な対策について検討を行ったところであり、不登校にならないよう日々の教育活動を充実するとともに、不登校児童生徒については再登校を絶対とせず、一人ひとりの状況に応じた支援を充実することが必要となっています。



### (4) いじめ防止対策の推進

本市におけるいじめの認知件数は平成26年度以降増加傾向となっており、どんな小さなことも見逃さず、迅速に対応する体制の構築を進めてきました。

特に本市では、平成25(2013)年に市の小中学校PTA連絡協議会との共催で「いじめ根絶市民集会」を開催するとともに、翌年には相模原市いじめの防止等に関する条例(平成26年相模原市条例第2号)が施行されており、学校・家庭・地域住民等・行政が一丸となっていじめ防止対策に取り組んできました。



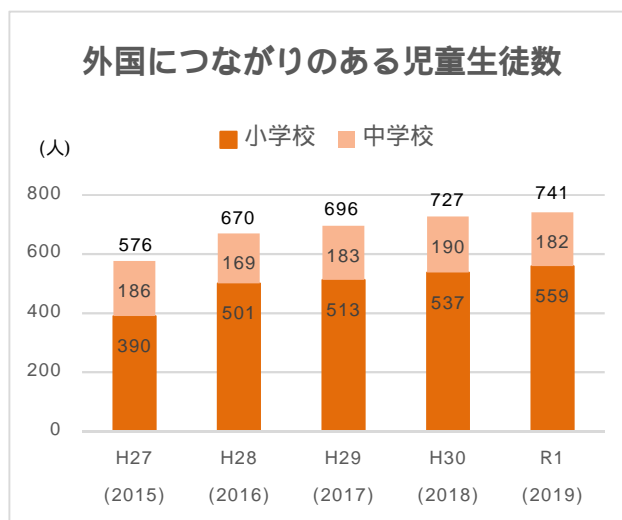
いじめの未然防止等のためには、日頃から児童生徒がお互いを思いやり、認め合うことができる集団づくりが不可欠です。児童生徒が主体となった取組

を基盤として、いじめの未然防止等に取り組むことが今後一層求められています。

#### (5) 日本語教育の推進

本市における外国につながるのある児童生徒数は増加傾向にあるところ、外国人労働者の受入れ拡大のため、平成30(2018)年に入出国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)が改正され、全国的にも更なる増加が予想されています。

令和元(2019)年には、日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)が施行されており、日本語教育の充実が一層求められています。



#### (6) 子どもの貧困

平成27(2015)年度現在、7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われており<sup>16</sup>、全国的に課題となっています。

本市においても、子どもが生まれ育った環境に左右されることのないよう、教育、福祉、子育てなど様々な分野が連携して取組を進めているところですが、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図ることが求められています。

#### (7) 教育を受ける機会の保障

平成29(2017)年に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)を踏まえ、都道府県や指定都市において夜間中学を設置することが求められています<sup>17</sup>。

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、外国籍の人等

<sup>16</sup> 厚生労働省 「平成28年 国民生活基礎調査」

<sup>17</sup> 文部科学省 第4回夜間中学設置推進・充実協議会(令和元(2019)年5月24日)



の教育を受ける機会を保障することは重要であり、本市においても夜間中学の設置について検討することが必要となっています。

## 成果指標

### 人の得意なことや苦手なことを、その人らしさとして認めることができると思う児童生徒の割合

多様性の理解や人権意識向上に向けた取組や一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組により、多様性や人権、命を尊重する子どもたちの心の育成が図られているかを測る指標

〔測定方法：児童生徒アンケート〕

### 困ったことや悩みを相談できる人がいると思う児童生徒の割合

不登校やいじめ等の子どもを取り巻く課題への対応に向けた取組により、子どもたちが困ったことや悩みを周囲に相談できると感じているかを測る指標

〔測定方法：児童生徒アンケート〕

## 施策

この目標に取り組むに当たっては、教員の指導力向上が重要となりますが、施策体系上、教員研修については目標9における施策2の主な取組を中心に記載しています。

### 施策1 多様性の理解や人権意識の向上

共生社会の実現に向け、人権尊重の視点に立った学校づくりを行い、児童生徒が多様性を正しく理解し、人権意識が向上するよう、取組を推進します。

〔主な取組〕

#### 人権教育の推進

人権教育資料集の改訂及び活用の推進などにより、多様な性、国籍や文化の違い、様々な障害など今日的な人権課題に対する教員の理解を深め、児童生徒が共に認め合い、安心して学校生活を送ることができる学校づくりを進めるとともに、児童生徒の人権意識の向上を図ります。

#### 障害等に関する理解促進

障害者週間のつどいや発達障害啓発講演会等の各種イベントや、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒、あるいは地域にいる障害のある人が学校教育の一環として活動を共にする「交流及び共同学習」の推進等により、障害等に関する理解促進を図ります。

## 施策2 特別支援教育の推進

教育的支援が必要な児童生徒に対する個別の支援など、児童生徒の職業的・社会的自立を見据えた教育を実施するとともに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が同じ場で可能な限り共に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムを構築します。

〔主な取組〕

### 通常の学級における支援

通常の学級において、発達障害等のある児童生徒に対し、教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、次のような取組を推進します。

- ・ユニバーサルデザインの視点に基づいた学級づくりや授業づくり
- ・発達障害等への理解を深め、支援を充実させるための手引きの改訂及び活用
- ・専門的見地から学校に助言する支援教育指導員による巡回相談

### 通級指導教室における支援

通級指導教室<sup>18</sup>において、言語面や情緒面等に関して一部特別な指導を必要とする児童生徒に対し、その教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、次のような取組を推進します。

- ・文部科学省が作成する「通級による指導のガイド(仮)」の活用・推進
- ・在籍する通常の学級との連携
- ・通級指導教室設置校間の連絡会の開催

### 特別支援学級における支援

少人数の集団の中で学習する特別支援学級において、特別支援学級ガイドブックの作成及び活用の推進により教員の理解や指導力を高め、個別の教育支援計画及び指導計画に基づき、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。

### 県立特別支援学校との連携

県立特別支援学校との連携を図るため、次のような取組を推進します。

- ・県立特別支援学校に所属する地域支援担当者による学校巡回相談の活用
- ・障害のある児童生徒の状況把握や情報交換など就学先決定に向けた連携
- ・各種研修における連携

<sup>18</sup> 「通級指導教室」とは、授業の多くを在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で児童生徒の障害の状態に応じた特別な指導を実施する場のことをいいます。

### 「交流及び共同学習」の推進

障害のある児童生徒にとっても、障害のない児童生徒にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となる「交流及び共同学習」について、次のような取組を推進します。

- ・ 県立特別支援学校と市立小中学校の学校間交流及び居住地校交流
- ・ 通常の学級と特別支援学級の校内における交流
- ・ 障害者スポーツの体験学習

### 将来の自立を見据えた支援教育の推進

学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服し、自立を図る上で必要な知識技能を習得するため、次のような取組を推進します。

- ・ 各教科等において育まれる資質・能力を支える自立活動の充実
- ・ それぞれの学びの場における個別の教育支援計画及び指導計画の作成・活用
- ・ 放課後等デイサービス事業所等との連携

## **施策3 特別支援教育の体制の充実**

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じるための体制づくりを行い、支援が必要な児童生徒に対する学びの場を確保します。

〔主な取組〕

### 人的支援の充実

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する校内支援体制を充実するため、次のような人的支援の充実を図ります。

- ・ 臨時介助員、支援教育支援員、支援教育指導員等の配置
- ・ 学校主体の機能的な校内支援体制の構築に向けたコンサルテーションの実施

### 学びの場の整備

多様な学びの場の整備に向け、次のような取組を推進します。

- ・ ユニバーサルデザインの視点に基づいた教室環境等の基礎的環境整備や、合理的配慮の提供等による通常の学級の体制整備
- ・ 通級指導教室の増設や担当者の巡回指導の検討等による通級指導教室の体制整備
- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供等による特別支援学級の体制整備
- ・ 支援教育研究推進校の指定

## 切れ目ない支援の推進

卒業後までを見据えながら、就学前から義務教育までの各ライフステージに応じた切れ目ない支援体制の構築に向け次のような取組を推進します。

- ・ 就学相談における連携
- ・ 本人の特性や必要な支援等を記録した「生活支援プラン Map(まっぴ) つなぐページ」の活用

## 関係機関等との連携による支援体制の充実

関係機関等との連携を図り、横断的な支援体制を構築するため、次のような取組を充実します。

- ・ 関係機関相互の連携・強化について協議する支援教育ネットワーク協議会の開催
- ・ 家庭と教育と福祉の一層の連携に向けた取組の推進
- ・ 支援教育の総括機関に関する検討

## 医療的ケア児に対する支援の充実

医療的ケア児が安全に学校生活を送れるよう支援するため、次のような取組を充実します。

- ・ 学校看護師の配置
- ・ 就学相談での情報共有
- ・ 医療的ケア児への対応や理解を深める取組の実施

## 学校サポーター制度(仮)の導入 <新規>

通常の学級において、発達障害等のある児童生徒を支援する仕組みとして、子どもの発達について学んだ人を活用する学校サポーター制度(仮)を導入します。

## **施策4 不登校やいじめなどへの対応**

不登校やいじめなどの課題に対応するため、現状を的確に分析した上で効果的な施策について関係機関の協力を得ながら横断的に検討するとともに、児童生徒や保護者の悩みを受け止め、適切かつ迅速に学校や関係機関と連携して状況を把握し、児童支援専任教諭などを活用して不登校やいじめなどの未然防止、早期対応に向けた取組の充実を図ります。

〔主な取組〕

### **不登校・いじめの未然防止に向けた取組**

早期支援シートを活用した各校における状況把握や、発達障害等のある児童生徒を支援する学校サポーターの活用等により、不登校の未然防止に取り組むとともに、いじめ防止フォーラムの開催や、児童生徒・市民向けのいじめ防止啓発リーフレットの配布などの啓発活動等により、児童生徒をはじめ家庭や地域住民等に対してもいじめ防止に向けた意識醸成を図ります。

### **教育相談体制の充実**

青少年教育カウンセラーの学校への複数配置など効果的な活用方法や、スクールソーシャルワーカーの学校配置や常勤化について検討を進め、更なる相談体制の充実を図ります。

### **社会につながる機会の提供**

「不登校を考えるつどい」において、家庭での対応の在り方や進路等に関する情報を提供するほか、学校へ登校することや、集団で活動することが苦手な児童生徒が体験活動を行う「チャレンジ教室」において、成功体験等を通じた自己有用感の向上を図り、児童生徒が社会につながるための機会を提供します。

### **多様な学びの場の整備・充実**

不登校児童生徒に対し学校復帰や社会的自立支援に向けた指導・援助を行う相談指導教室のほか、教室への入室に不安を抱える児童生徒が校内の別室で教員の指導を受けながら勉強することができる空間など、多様な学びの場を整備・充実するとともに、こうした多様な学びの場につながるよう、訪問型による相談・支援の充実を図ります。

### **関係機関と連携した、児童生徒への重層的な支援の促進**

学校と福祉・医療・地域などの関係者が連携し、地域における子どもの居場所などの社会的資源に関する情報提供や、フリースクール等に係る情報の共有・周知などを通じて、児童生徒を社会全体で支えるための重層的な支援を促進します。

## **施策5 学びの機会の確保**

学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由や不登校、生育環境など様々な事情により学びの継続に困難を抱えている人に対し、学びの継続が可能となるよう、教育機会の確保に向けた各種取組を推進します。

〔主な取組〕

### **学びの場へつなぐ連携・支援**

スクールソーシャルワーカー等を活用し、福祉等の関係機関との連携や情報共有を図りながら、様々な事情により学びの継続に困難を抱えている人を学びの場へつなぐ支援を行います。

### **学びの継続に向けた経済的支援**

学習意欲があるにもかかわらず経済的な理由により、高等学校等における修学が困難な生徒に対して返還不要の奨学金を給付するほか、国公立の小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品・通学用品費等の費用の一部を給付します。

### **ひとり親家庭等への学習支援**

ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、苦手科目の克服、受験対策を目的に家庭教師を派遣するアウトリーチ型の学習支援を実施します。

### **夜間中学の設置に向けた検討 <新規>**

不登校などの理由で形式卒業した人、戦後の混乱期で義務教育を修了できなかった人や母国で義務教育を修了していない外国籍の人などに対する、学校における学びの機会の提供に向けて検討します。

### **外国につながるのある児童生徒への支援**

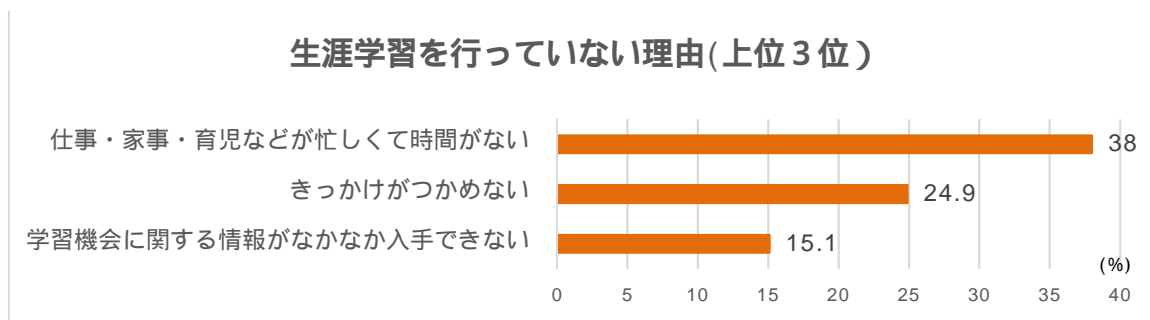
必要な日本語の習得や学校生活への適応、進路、進学に応じた指導のため、学校への日本語指導講師の配置や拠点校方式等による支援により、柔軟な日本語指導を行います。

## 目標4 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供

誰もが豊かな人生を暮らせるよう、学び始めるきっかけづくりを進めるとともに、仲間とつながりながら楽しく学び、学んだことを生かすことができる学習機会を提供します。また、一人ひとりの可能性を広げるため、生涯にわたって必要な知識や時代の変化に柔軟に対応できるスキルを身に付けることができるよう、多様で質の高い学習機会を提供します。

### 現状と課題

豊かな人生を送る上で生涯にわたる学びは重要であり、本市においては、公民館、図書館、博物館や文化財関連施設を中心に生涯学習の機会を提供してきました。一方で、生涯学習をしていない人は約4割いるという調査結果もあり、学び始めるきっかけづくりを進めていく必要があります<sup>19</sup>。



また、同調査において、今後、生涯学習をしたいと思う場所や形態として、「公民館や体育施設などの公的機関における講座や教室」を挙げる人が約4割、「図書館、博物館、美術館」を挙げる人が約3割いることから、各施設の特徴を生かしつつ、障害者<sup>20</sup>、外国人、若者から高齢者まで、多様な利用者のニーズに応じた学習機会の提供が求められています。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要ですが、SNSなどの情報通信技術の普及等が生活を豊かにしている一方で、子どもの読書環境に影響を与えている可能性があることを踏まえ、発達段階に応じた読書習慣を身に付けることが必要となっています。

<sup>19</sup> 相模原市教育振興計画に関するアンケート調査結果(平成30(2018)年8・9月実施)。直近1年間を対象として生涯学習に関する調査を行いました。

<sup>20</sup> 「障害者の生涯学習の推進方策」(平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議)においても、共生社会の実現を目指す上で障害者の生涯学習の推進が重要とされています。

## 成果指標

### 学習機会があると思う市民の割合

各施設における学習機会の提供や学習機会に関する情報の発信により、市民が学習機会を得ることができているかを測る指標

〔測定方法：市民アンケート〕

### 学習成果を生かしている市民の割合

多様な学習機会の提供や学んだことを生かす機会の提供により、市民が学習成果を生かすことができているかを測る指標

〔測定方法：市民アンケート〕

### 生涯学習・社会教育施設等の利用に関する指標

学習機会の提供や学習機会に関する情報の発信により、各施設において市民の学習活動がどの程度行われているかを測る指標

- ・ 公民館の延べ利用数
- ・ 公民館において活動発表などを行ったサークル等の数
- ・ 市民大学の受講者数
- ・ 図書館の新規利用登録者数
- ・ 博物館の1日当たりの入館者数
- ・ 文化財関連施設(古民家園・史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館)の1日当たりの入館者数

〔測定方法：実績調査〕



### 施策1 生涯にわたる学習機会の提供

楽しみながら学ぶ機会を提供することにより、若者や子育て世代から高齢者まで多様な世代が集い、学び始めるきっかけづくりを進めます。また、時代の変化に柔軟に対応できるよう、大学や研究機関等とも連携しながら、知識・スキルの習得に資する多様で質の高い学習機会を提供します。

〔主な取組〕

#### 公民館・生涯学習センターにおける学習機会の提供

趣味教養や文化芸術、生活課題等に関する講座・教室等を実施するとともに、生涯学習に関する相談への対応やサークル活動の支援を行うほか、地域団体・サークルの活動拠点として、施設・設備を提供します。さらに、生涯学習センターが大学や研究機関等と連携して企画・運営する市民大学等において、時代の変化を捉えた専門的な講座を実施します。

#### 図書館における学習機会の提供

多様な学びに対応できるよう蔵書を充実するとともに、レファレンスサービスなど市民の課題解決を支援する取組を推進するほか、子どもが本にふれあう機会の提供や読書の楽しさを伝える取組など、子どもの発達段階に応じた取組を推進します。さらに、市立図書館の中央図書館機能を確立し、専門的な資料・人材等の充実を図るとともに、社会や市民ニーズの変化に的確に対応した図書館サービスを企画・推進します。

#### 博物館における学習機会の提供

地域の歴史や文化・自然に関する展示、講座・講演会等のほか、公民館や学校、博物館関連施設との連携による事業を実施します。また、JAXA(宇宙航空研究開発機構)との連携を強化し、プラネタリウムなどの特色を生かした宇宙教育の普及を推進します。

#### 文化財関連施設における学習機会の提供

古民家園や史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館等において、文化財を活用した講座・教室等を実施します。

## 共生社会の実現に向けた学習機会の提供

公民館・生涯学習センターにおいて、人権感覚の育成や障害等への理解促進のため、講座や講演会等を実施します。また、障害者が知識・スキルを習得するための学習機会を提供するとともに、図書館・博物館・文化財関連施設において、障害者、外国人など多様な利用者の学びに対するきめ細かな支援を行います。

## 施策2 学んだことを生かす機会の提供

学んだ成果を発表、展示、共有する場づくりや、市民の知識や技能を生かした提案型の事業の実施などを通じて、誰もが学んだことを生かして活躍できる機会を提供します。

〔主な取組〕

### 学んだ成果を発表、展示、共有する場づくりの推進

日頃のサークル活動・地域活動を通じて学んだ成果を発表、展示、共有する場として、公民館において公民館まつり・文化祭等を実施します。

### 自主企画提案事業の推進

市民が培った知識・技能や活動成果等を地域に還元する仕組みとして、公民館において市民の自主企画提案事業を奨励・実施します。

## 施策3 学習機会に関する情報の発信

ホームページやSNS、広報紙など様々なツールを活用し、学習機会に関する情報を収集・発信します。また、市民が必要とする情報の効果的な提供方法について研究します。

〔主な取組〕

### 生涯学習の機会に関する情報の収集・発信

公民館、図書館、博物館などそれぞれの施設において、ホームページやSNS、広報紙など様々なツールを活用し、学習機会に関する情報を収集・発信するとともに、市民が必要とする情報の効果的な提供方法について研究します。

### 社会人の学びの機会に関する情報の収集・発信 **<新規>**

社会人向けの教育プログラムの開設状況や支援制度、資格等に関する情報を収集・発信します。

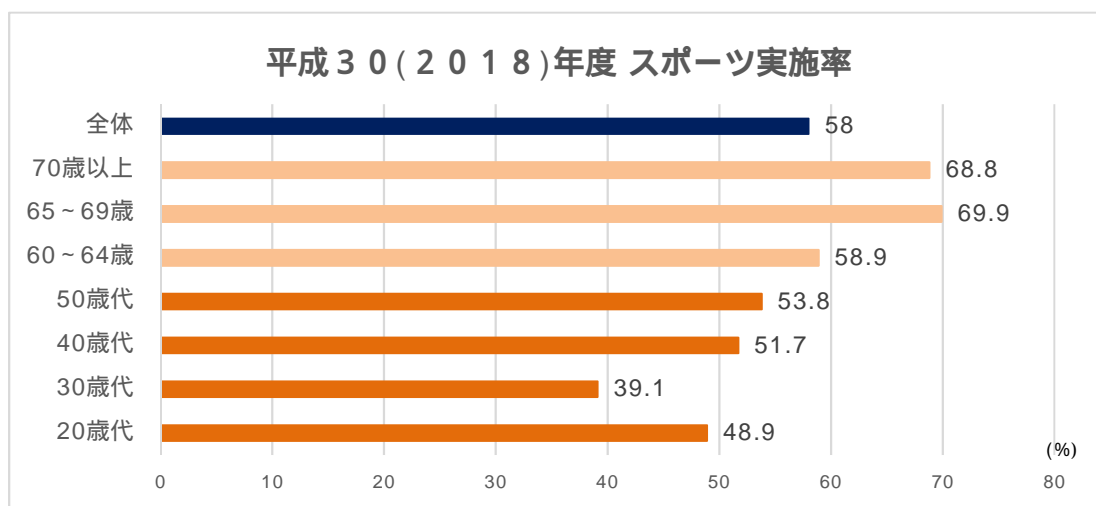
## 目標5 生涯にわたり楽しむことができるスポーツ活動の推進

誰もがライフステージや多様なニーズに応じて身近にスポーツ<sup>21</sup>を楽しむことができるよう、機会の充実を図るとともに、体力づくりから競技力の向上まで、市民のスポーツ活動を支援します。

### 現状と課題

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養<sup>かんよう</sup>等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられており、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」となっています。

本市におけるスポーツ実施率は、全体として増加傾向にあるものの、20～50代の働き盛りや子育て世代の実施率が比較的低い状況であり、気軽にスポーツを始めるきっかけづくりが求められています。



さらに、子どもの頃からスポーツに親しみ、運動習慣の定着を図るためには、運動が好きになるような取組が求められています。

また、共生社会の実現に向け、障害者のスポーツ機会を充実するとともに、障害者スポーツに対する理解の促進を図ることが求められています。

<sup>21</sup> 「スポーツ」とは、陸上競技や球技、武道などの競技性の高いスポーツだけでなく、学校における体育活動、体操やダンスなどの身体活動、ウォーキングなどの軽い運動、ハイキングやサイクリング、キャンプ活動などの野外活動及び楽しみながら体を動かすレクリエーション活動なども含むものとします。

## 成果指標

### スポーツを定期的（週1回以上）に行う市民の割合

スポーツを始めるきっかけやライフステージに応じてスポーツを行う機会の提供などの取組により、市民の運動習慣の定着が図られているかを測る指標

〔測定方法：市民アンケート〕

### スポーツをすることが好きな児童生徒の割合

子どもたちがスポーツの魅力や楽しさを実感できる多様な機会の提供などの取組により、スポーツをすることが好きな児童生徒が増えているかを測る指標

〔測定方法：児童生徒アンケート〕

## 施策

### 施策1 市民のスポーツ機会の充実

市民がスポーツを始めるきっかけや気軽にスポーツを楽しめる機会の充実を図るとともに、競技力の向上や全国、国際大会への出場を支援します。また、スポーツに関するボランティアに従事する機会や、トップレベルのスポーツに触れる機会の充実など、誰もがニーズに応じて、様々な形でスポーツに関わることができる環境づくりを目指します。

〔主な取組〕

#### 市民参加型のスポーツイベント・大会やスポーツ教室の開催

スポーツフェスティバルや市民選手権大会などのイベント・大会や、多様なスポーツ教室を開催することにより、市民がスポーツを始めるきっかけづくりや競技力の向上、練習等の成果を試す機会の充実を図ります。

#### 体力・健康づくりや介護予防につながるスポーツ活動の推進

市民の主体的な健康づくり活動の普及・支援や各種イベント、教室の開催など、高齢者や働き盛り・子育て世代の体力づくりや健康増進、介護予防に関わる取組を実施します。

#### 障害者のスポーツ機会の充実と障害者スポーツに対する理解の促進

障害者スポーツの講座や大会を開催することにより、障害者がスポーツをする機会の充実を図ります。また、障害者スポーツの体験会を開催するなどにより、障害者スポーツに対する理解の促進を図るとともに、障害のある人となない人が共にスポーツを楽しむことができる機会づくりを検討します。

気軽に体を動かすことができるような場があるとよい。

## **既存施設のスポーツへの活用の推進**

公民館や学校体育施設などの身近な公共施設や、企業等が保有する民間スポーツ施設の活用、近隣市町村との広域的な連携によるスポーツ施設の相互利用を推進することで、自宅や職場などの近くでも気軽にスポーツができる場を提供します。

### **競技力向上のための支援**

全国、国際大会出場者への奨励金の交付や市体育協会など技術・競技力の強化に取り組むスポーツ団体の事業への助成など、市民の競技力向上のための支援を行います。

### **スポーツボランティアの確保・育成**

スポーツボランティア登録制度によるボランティアの受入体制の充実やボランティアに関する情報提供などによる機会の充実により、スポーツボランティアを確保・育成します。

### **集客性、話題性のあるスポーツイベント・大会の開催**

相模原クロスカントリー大会を開催するとともに、国際、全国規模の大会の開催を支援、誘致することにより、市民がトップレベルのスポーツに触れる機会の充実を図ります。

### **ホームタウンチームとの連携・支援**

ホームタウンチームと市民との交流機会の創出などを通じて、チームとの連携の充実を図るとともに、PRや施設の優先利用などを通じて、チームへの支援の充実を図ります。

## **施策2 子どもたちがスポーツの魅力や楽しさを実感できる機会の提供**

学校体育のほか、子どもたちがスポーツの魅力や楽しさを実感できる多様な機会を提供することにより、自主的な実践や運動習慣の定着を促進するなど、スポーツに親しむ意欲を喚起するとともに、スポーツを通じた豊かな人間性の育成や体力・運動能力の向上を目指します。

〔主な取組〕

### **子どもがスポーツを体験する機会の充実**

子どもを対象としたスポーツ教室や親子参加型のスポーツ教室、イベントを開催します。

### **地域のスポーツ団体等と連携したスポーツ体験活動の実施**

スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ、ホームタウンチーム等と連携し、地域の青少年健全育成活動や放課後の空きスペース等を活用したスポーツ体験活動を実施します。

### **ホームタウンチーム・大学等と連携した体育授業や運動部活動の充実**

#### **【再掲】**

小学校体育授業サポートやラグビー出前授業などホームタウンチームと連携した体育授業を実施するとともに、大学等との連携により運動部活動に所属する生徒の競技力の向上を図ります。

## 基本方針 オール相模原で取り組む地域教育力の向上

地域コミュニティの希薄化や核家族化など家庭環境が変化する中で、地域の多様な主体が学びを通じた人づくりや地域づくりに取り組んでいくことが求められています。

特に、主体的に行動できる子どもを育むためには、大人が子どもの個性や可能性に気付き、認め、子どもに寄り添いながら歩むとともに、前向きな姿勢を見せることが大切です。

このため、学校・家庭・地域住民等<sup>2 2</sup>・行政が目標や課題を共有しながら、それぞれが力を合わせ、オール相模原で地域教育力の向上を目指していきます。

具体的には、次の目標により各施策を進めていきます。

**目標 6** 子どもたちの成長を支える取組の推進

**目標 7** 学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進

**目標 8** 家庭を支える取組の推進

---

<sup>2 2</sup> 「地域住民等」とは、地域の住民や団体(社会教育団体、青少年団体、文化・スポーツ団体等)、企業、NPO等のことをいいます。

## 目標6 子どもたちの成長を支える取組の推進

未来を担う子どもたちの育成を図るため、子どもたちや学校の抱える課題の解決に向け、子どもに関わる活動の担い手を育成するとともに、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための仕組みづくりなど、地域全体で子どもたちの成長を支える取組を進めます。

### 現状と課題

令和2(2020)年度から順次実施される小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領において、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することが基本的な考えとされました。

平成29(2017)年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)が改正され、原則学校ごとに「学校運営協議会」を設置することが努力義務となりました。本市においても、地域とともにある学校づくりを目指し、モデル校を各区に1校ずつ設置しています。

同年には社会教育法(昭和24年法律第207号)も改正され、地域住民等と学校が協働して行う「地域学校協働活動」や、地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されました。

今後、学校運営協議会と地域学校協働活動が両輪となり、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための仕組みづくりや、活動に関心のある人<sup>23</sup>の参画を促す取組が求められています。

また、学校以外でも、子どもが自由に遊べ、安心して過ごすことができるよう、子どもの遊び場や居場所などの場づくりを進めることが必要となっています。

---

<sup>23</sup> 本市が実施した市民アンケートによると、地域と学校の連携・協働に関わるボランティア活動などには現在参加していないが、これから参加してみたいと意欲を示す人が約3割いました。



## 成果指標

### 地域で子どもに関わる活動をしたことがある市民の割合

地域と学校の連携・協働の推進や子どもの居場所・遊び場づくりなどにより、地域全体で子どもたちの成長を支える取組が進められているかを測る指標

〔測定方法：市民アンケート〕

### 公民館等が主催・共催する事業により「子どもの居場所」を開設した日数

子どもたちの健全な育ちのために大切な「子どもの居場所」づくりが進んでいるかを測る指標

〔測定方法：実績調査〕

## 施策

### 施策1 地域と学校の連携・協働

地域住民等と学校が目標を共有し、パートナーとして連携・協働しながら社会全体で子どもたちを育むための仕組みづくりを進めます。また、子どもたちや学校の抱える課題の解決に向け、地域団体・ボランティアの活動支援や子どもに関わる活動の担い手の育成を通じて、子どもたちや学校を支える活動の促進を図ります。

〔主な取組〕

#### 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進 <新規>

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向け、これまでの地域住民等による学校への支援を連携・協働へと発展させて、学校運営協議会と地域学校協働活動が両輪として一体的に推進されるよう、地域住民等と学校の相互理解の促進や具体的な体制整備に向けた取組を進めます。

#### 子どもたちや学校を支える地域団体・ボランティアの活動支援

学校支援ボランティアや子ども安全見守り活動団体など、子どもたちや学校を支える地域団体・ボランティアの活動を支援します。また、子どもに関わる活動の担い手を育成します。

#### 子どもの発達を理解し、支援へつなげるための講座の実施 <新規>

子どもの発達に関して、保護者の不安や悩みを和らげたり、子どもを取り巻く大人の理解を深めたりするための講座を実施し、(仮称)学校サポーターなど子どもたちや学校を支える担い手づくりにつなげます。

## 学校サポーター制度（仮）の導入 <新規> 【再掲】

通常の学級において、発達障害等のある児童生徒を支援する仕組みとして、子どもの発達について学んだ人を活用する学校サポーター制度（仮）を導入します。

主な取組 の講座を修了した人など

## ホームタウンチーム・大学等と連携した体育授業や運動部活動の充実 【再掲】

小学校体育授業サポートやタグラグビー出前授業などホームタウンチームと連携した体育授業を実施するとともに、大学等との連携により運動部活動に所属する生徒の競技力の向上を図ります。

## 施策2 子どもの居場所・遊び場づくり

子どもの居場所・遊び場づくりに取り組んでいる団体を支援するとともに、そうした団体とも連携しながら、子どもの居場所・遊び場づくりを進めます。

〔主な取組〕

### 子どもの居場所づくり

子ども食堂や無料学習支援に取り組んでいる団体が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、当該団体や学校等と連携しながら、子ども食堂や無料学習支援、夏休みをはじめとした学習室開放など、公民館等において子どもが地域の中で安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。

### 子どもの遊び場づくり

子どもの広場の設置支援や放課後子ども教室の推進、こどもセンター・児童館の活動などにより、子どもが安心して遊べる場づくりを進めます。また、子ども自身が自然の中で自由に遊びを創造する冒険遊び場づくりを進めます。

自然環境を生かした取組があると良い。

### **施策3 青少年活動の推進**

青少年を対象とした事業の実施や関係団体との連携・支援を通じて、子どもたちが地域で活躍できる場や機会づくりを推進します。

〔主な取組〕

#### **青少年事業の実施**

公民館において、子ども同士で協力しながら、様々な体験をしたり主体的に取り組んだりする事業を実施します。

#### **青少年指導員活動の推進**

青少年指導員による、子ども会、ジュニア・リーダー等の指導育成や地域における青少年活動を推進します。

#### **青少年関係団体の支援**

子どもの健やかな成長や青少年活動の活性化などを目的として活動する青少年関係団体を支援します。

#### **スポーツ団体等と連携したスポーツ体験活動の実施【再掲】**

スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ、ホームタウンチーム等と連携し、放課後の空きスペース等を活用したスポーツ体験活動を実施します。

## 目標7 学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進

地域コミュニティの維持・活性化に取り組んでいくため、地域課題の解決に向けた学びや地域に根差したスポーツ活動などを通じて、地域の担い手を育成するとともに、多世代にわたる絆づくりや活気ある地域づくりを促進します。

### 現状と課題

少子高齢化や人口減少などにより社会が変化する中においては、地域の担い手を育成しながら、多世代にわたる絆づくりや、住民の主体的な参画による地域づくりを進めることが重要であり、社会教育による一層の取組が期待されています。

社会教育による学びの成果を地域活動の中で生かすことで、誰かの役に立っているという喜びをもたらし、より積極的に活動に参加する熱意や、更なる課題解決のために新たな学びを求めるといった「学びと活動の好循環」につなげていくことが求められています。

さらに、中央教育審議会は、社会教育施設の今後の役割を示しており、例えば公民館においては、地域住民が主体的に地域課題を解決するための学習の推進、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携の強化や積極的に若者の来館を促す<sup>24</sup>取組など、これまで公民館が培ってきた地域住民等との関係を生かしながら、学びと活動を結びつけて地域づくりにつなげる拠点施設を目指していくことが望まれると総括しています<sup>25</sup>。

<sup>24</sup> 本市が実施した市民アンケートによると、公民館を月に数回利用している人の割合は、60歳以上で約65%を占めています。

<sup>25</sup> 平成30年12月21日 中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」

## 成果指標

### 公民館をはじめとした社会教育事業の運営に新たに携わった市民の人数(累計)

住民主体の公民館活動の推進などを通じて、地域の担い手の育成・充実や市民の主体的な活動が推進されているかを測る指標

〔測定方法：実績調査〕

### 文化財活用事業へのボランティア参加者数

地域の歴史や伝統文化の継承のため実施される文化財の活用事業において、市民との協働による取組が進んでいるかを測る指標

〔測定方法：実績調査〕

## 施策

### 施策1 住民主体の公民館活動の推進

学びを通じた絆づくり・地域づくりを促進するため、公民館職員が地域住民の主体的な学び・活動を促し、公民館の運営や事業を地域住民の参画を得ながら進めます。また、公民館活動の実践を通じて、地域の担い手を育成します。

〔主な取組〕

#### 公民館運営協議会を中心とした公民館活動の推進

公民館の運営全般に地域住民自らが参画し、協議し、推進する組織である公民館運営協議会を中心として公民館活動を推進します。

#### 公民館専門部等による事業の実施

公民館専門部や実行委員会など、地域住民で構成する組織の企画・運営により、地域住民の親睦・交流や地域課題の解決につながる学習等を目的として、各種事業を実施します。

#### 若者の参画に向けた取組の推進 <新規>

若者の発案による若者自身のアイデアを反映した企画を具現化するなど、若者たちの地域社会への参画を促す工夫を行います。

#### 公民館活動を通じた地域の担い手育成

公民館運営協議会や専門部、実行委員会など、公民館活動の実践を通じて、地域の担い手の育成に取り組みます。

## **施策2 市民主体の社会教育事業・スポーツ活動の促進**

社会教育事業への市民の参画を促進するとともに、総合型地域スポーツクラブを育成・支援することを通じて、市民が主体となって行う地域の学びやスポーツ活動の環境整備を進めます。

〔主な取組〕

### **社会教育事業への市民の参画促進**

子どもたちへ本の読み聞かせ等を行うおはなし会ボランティアや博物館の展示・事業の企画・準備・運営を行う市民学芸員など、社会教育事業への市民の参画を促進します。また、事業の担い手となる地域団体・ボランティアを育成します。

### **総合型地域スポーツクラブの育成・支援**

地域主導型のスポーツ振興やスポーツを通じた地域コミュニティの形成を促進するため、クラブの創設支援やPR活動など、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。

## **施策3 地域の歴史や伝統文化の継承**

地域の伝統文化保存・継承団体への支援や地域住民と連携した文化財の保存・活用を進めるとともに、地域の歴史・文化を学ぶ機会を提供します。

〔主な取組〕

### **文化財の保存・継承の支援**

民俗芸能の保存や継承に努めている民俗芸能保存協会や市内文化財の研究団体で構成される文化財研究協議会を支援します。

### **文化財を核とした地域の魅力づくり <新規>**

各地域で実施するワークショップ等を通じて文化財の総合的把握を進めるとともに、文化財マップの作成等を実施し、文化財を核とした地域の魅力づくりを進めます。

### **文化財調査・普及員の育成**

文化財関連施設における各種の文化財活用事業や、文化財調査事業での実践的な活動を通じて、市民ボランティアである文化財調査・普及員を育成します。

### **地域の歴史・伝統文化の継承に向けた学びの促進**

公民館において、地域の人材を活用し、地域の歴史・伝統文化に関する学びを促進します。

## 目標8 家庭を支える取組の推進

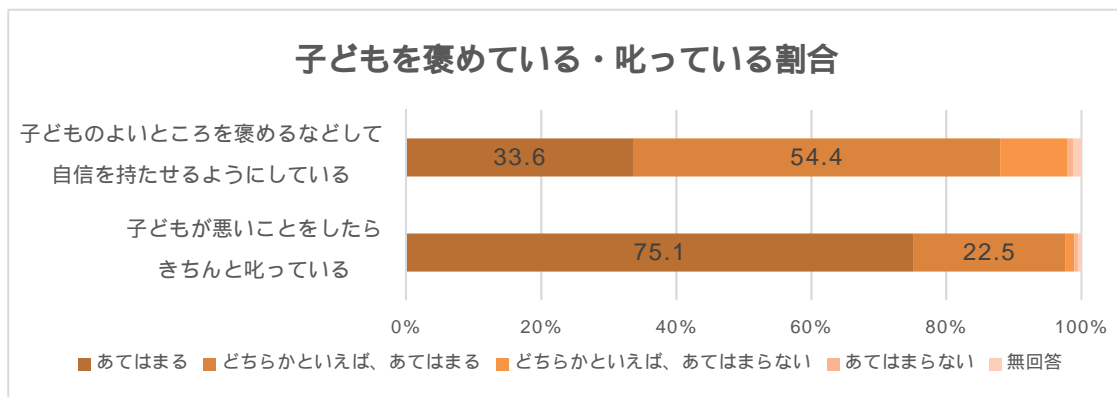
全ての教育の出発点である家庭教育について、地域コミュニティの希薄化や家庭環境が多様化する中で保護者が孤立しないよう、家庭教育に関する学習機会の充実や、地域における家庭教育支援の担い手の育成、関係機関との連携の強化など、行政・学校・地域住民等が連携して家庭を支える仕組みづくりに向けた取組を進めていきます。

### 現状と課題

家庭教育は、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担うものであり、全ての教育の出発点だと言えます。

一方で、核家族化や地域コミュニティの希薄化等を背景とし、家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることが難しいというような孤立の傾向や、家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択する困難さなどから、かえって悩みを深めてしまうなど、家庭教育を行う難しさが指摘されています<sup>26</sup>。

また、子どもを褒めることや認めることは子どもの自己肯定感を育成する上で非常に重要であるとされていますが、子どもを叱ることと比べて、褒める・認めることをしている家庭の割合が低い状況です。



こうしたことを踏まえ、自己肯定感を育むことや基本的な生活習慣を身に付けることの大切さなど家庭教育に関する学習機会や、保護者が気軽に相談できるような体制整備、保護者への情報提供の工夫が求められています。

<sup>26</sup> 文部科学省 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会「家庭教育支援の具体的な推進方策について」(平成29年1月)



## 成果指標

### 家庭教育支援事業の参加人数

家庭教育支援事業の実施により、家庭教育に関する学習機会の充実が図られているかを測る指標

〔測定方法：実績調査〕

### 家庭教育啓発事業の運営に新たに携わった市民の人数(累計)

地域住民の参画による家庭教育啓発事業の実施を通じて、家庭を支える人材の育成・充実が図られているかを測る指標

〔測定方法：実績調査〕

## 施策

### 施策1 家庭教育支援の充実

家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する不安や悩みを共有する場づくりや親子の関係づくりを支える取組などしたり、家庭教育支援を充実します。また、子どもの発達を理解し、支援へつなげるための講座の実施などにより、子どもや家庭に寄り添い支える担い手づくりにつなげます。

〔主な取組〕

#### 家庭教育についての学習機会の提供

市立小中学校PTA連絡協議会と連携した学習会や公民館での講座などを実施します。また、事業の企画・運営への地域住民の参画を通じて、家庭教育支援の担い手を育成します。

#### 子どもの発達を理解し、支援へつなげるための講座の実施 <新規>

##### 【再掲】

子どもの発達に関して、保護者の不安や悩みを和らげたり、子どもを取り巻く大人の理解を深めたりするための講座を実施し、子どもや家庭に寄り添い支える担い手づくりにつなげます。

#### 関係機関との連携による家庭への支援体制の構築

スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と福祉・医療・地域などの関係者が連携しながら、重層的な支援体制を構築します。

家庭教育支援では、  
良好な親子関係を支えることが重要だ。

## 家庭教育支援の効果的な実施に向けた方策の研究

家庭教育支援を効果的に実施するため、支援が必要と思われる潜在的な保護者に対する情報発信の在り方や、関係機関と連携しながら保護者や家庭を支える仕組みづくりなど、今後の方策について研究を進めます。

## 施策2 子育て支援の推進

育児で孤立することなく楽しんで子育てをすることができるよう、保護者同士が交流する場の提供や親子のふれあいのきっかけづくり、子育て支援センターの体制を充実させることなどを通じて子育て支援を推進します。

〔主な取組〕

### 保護者同士の交流や親子のふれあいのきっかけづくり

子育ての不安や悩みの軽減が図られるよう、「ふれあい親子サロン」など、保護者が気軽に集い交流できる場を提供します。また、絵本を介して親子が信頼関係を深めることができるよう、絵本の読み聞かせやプレゼントを行います。

### 子育て支援体制の充実

子育ての相談に一元的に対応する子育て支援センターの体制を充実させ、育児不安を抱える家庭に対して、保健師等の訪問による支援を行うなど、子育て支援の充実を図ります。

### 子育て支援に関わる地域団体・ボランティアの活動支援

子育てを支える地域団体・ボランティアの活動を支援します。また、子育て支援に関わる活動の担い手を育成します。

### 子育て情報の発信

スマートフォン等の携帯通信機器を活用した情報発信や情報誌の発行を通じて、子育て家庭を支援します。

## 基本方針 多様な学びを支える環境の充実

一人ひとりの生涯にわたる学びやオール相模原で取り組む地域教育力の向上のためには、それらを支える環境の充実が必要です。

特に、学びを支える人材が重要であることから、学校教育や生涯学習・社会教育を推進するための人材育成等の取組を進めていきます。

また、だれもが安心して質の高い学びや健やかな身体を養うことができるよう施設・設備の充実を図るとともに、老朽化への対応やバリアフリー化を進めるなど、多様な学びを支える環境の充実を図っていきます。

具体的には、次の目標により各施策を進めていきます。

**目標 9** 学校指導体制の充実

**目標 10** 学校教育環境の充実

**目標 11** 学校安全の推進

**目標 12** 生涯学習・社会教育の推進体制の充実

**目標 13** 生涯学習・社会教育環境の充実

## 目標9 学校指導体制の充実

子どもたちの未来を切り拓く<sup>ひら</sup>力などの育成に向け、人間性、信頼性、向上心を兼ね備えた人材を確保するとともに、教員の指導力など必要な資質・能力の向上を図るための研修を充実します。また、教員の長時間勤務の実態を改善するため、学校における働き方改革を推進します。

### 現状と課題

#### (1) 教員の採用

本市が求める教員を採用するため、独自に教員採用候補者選考試験を実施しています。近年の応募倍率は5倍前後となっていますが、全国的に様々な業種において人材不足となっている昨今においては、本市が求める人材の確保が一層求められています。

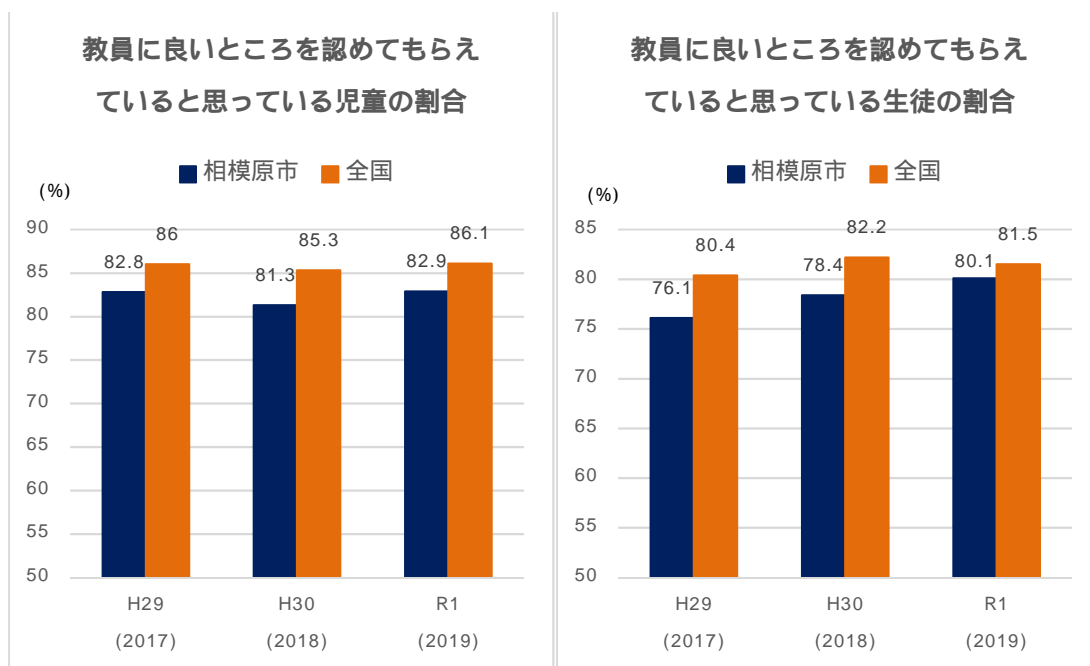
#### (2) 教員の研修

本市では、「教育愛にあふれ 社会の中で学び続ける教員」を目指す教員像としており、この実現に向けて「教員のライフステージにおける人材育成指標」を策定し、研修内容を毎年度見直していますが、研修を通じて今日的な課題に適切に対応することが求められています。

また、教員に良いところを認めてもらえていると思っている<sup>27</sup>児童生徒の割合は全国平均を下回っており、子どもの目線に立った教育活動が求められています。

---

<sup>27</sup> ここでは、「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒を「教員に良いところを認めてもらえていると思っている」と表現しています。



【出典】全国学力・学習状況調査

### (3) 学校における働き方改革

全国的に教員の長時間勤務が課題となっている中で、本市においても教員の勤務時間を調査したところ、所定勤務時間を除き月45時間超の勤務をしている教員は、小中学校において約6割いることがわかりました<sup>28</sup>。

これまでも本市では、平成30(2018)年3月に「学校現場における業務改善に向けた取組方針」を策定、翌年1月には「相模原市中学校部活動指針」を改訂し、留守番電話の導入、学校閉庁日や部活動休養日の設定などの取組を推進してきましたが、教員の日々の生活や教職人生が豊かになることが子どもたちへの効果的な教育活動につながることを踏まえ、学校における働き方改革をより一層推進していくことが求められています。

<sup>28</sup> 平成30(2018)年11月から翌年6月までの平均値。

## 成果指標

### 教員が自分のよいところを認めてくれていると思う児童生徒の割合

教員が研修等の成果を発揮することにより、子どもの目線に立った教育活動が実践されているかを測る指標  
〔測定方法：児童生徒アンケート〕

### 1か月の在校等時間から所定勤務時間を減じた時間が45時間以内である教員の割合

学校における働き方改革の推進により、教員の長時間勤務の実態が改善しているかを測る指標  
〔測定方法：実績調査〕

## 施策

### 施策1 教員の確保

人間性、信頼性、向上心を兼ね備えた教員を確保します。

#### 相模原市が求める教師像

人間性豊かな教師

子どもと共に感動を分かち合い、情熱を持って夢を語る教師

信頼される教師

子どもの願いや悩みに真剣に向き合い、家庭・地域・仲間と共に、その実現・解決に努める教師

指導力向上に努める教師

子ども一人ひとりが「もっと学びたい」「もっと知りたい」と感じる授業を目指し、その実現のため自己研鑽に努める教師

〔主な取組〕

#### 教員の採用

小中一貫教育や英語教育など様々な施策を推進するため、選考区分や加点制度など教員採用候補者選考試験の実施方法を不断に見直し、本市が求める教員の採用を図ります。

#### 教員志望者の育成

相模原市の教員志望者を対象とし、教育への情熱と使命感を持った心豊かな人材を育成するため、講義や実習等を通じ、大学とは違う実践的な知識や学校現場での経験を身に付けられるよう、さがみ風っ子教師塾を実施します。

## 施策2 教員の資質・能力の育成

教員として求められる資質・能力である「教職の素養」、「授業づくり」、「学級づくり・子ども理解」や「マネジメント」に関する力を育成するため、教員のライフステージに応じた研修や、様々な教育課題や教員のニーズに対応した専門研修等を実施します。

〔主な取組〕

### ライフステージ研修の充実

教員のライフステージに応じ、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修や管理職研修などを核としたライフステージ研修の充実を図ります。

### 専門研修の充実

様々な教育課題に対応するため、教員の専門的スキルを高める専門研修の充実を図ります。

(主な研修内容)

授業力	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のため、全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた授業改善リーダー研修や、指導教諭による模範授業と指導主事による授業解説を行う公開授業研修等を実施し、授業力の向上を図ります。
英語教育	本市が独自に作成した「さがみはら英語授業スタンダード」の活用や、ALTを活用した聞くこと・話すことなどのパフォーマンス評価を行うための研修などを実施することにより、授業力の向上を図ります。
情報教育	プログラミング教育の基礎やプログラミング教材を活用した授業づくりを学ぶ研修を実施し、児童生徒の情報活用能力を育む授業力の向上を図ります。また、各教科等の授業におけるICTの効果的な活用方法を学ぶ研修を実施し、ICT活用指導力の向上を図ります。
支援教育	通級指導教室や特別支援学級担任者、支援教育を推進するためのキーパーソンとなる支援教育コーディネーター向けの研修等を実施し、資質・能力の向上を図ります。

### **施策3 学校における働き方改革の推進**

教員の長時間勤務の実態を改善するため、教員以外の専門スタッフの活用や校務の情報化のほか、勤務時間を意識した働き方などにより、学校における働き方改革を推進します。

〔主な取組〕

#### **勤務時間を意識した働き方の推進 <新規>**

教員の勤務時間に上限を設定するとともに、教員が担う各業務の標準的な時間を示し、勤務時間を意識した働き方を推進します。

#### **学校における徴収金事務の改善 <新規>**

学校給食費を含む徴収金事務のあり方を検討し、実施します。

#### **部活動における負担軽減**

「相模原市立中学校部活動指針」に基づき、部活動の休養日の設定、部活動全体の在り方の見直しや部活動指導員の配置等により、教員の負担軽減を図ります。

#### **教員研修の効率的な実施**

授業改善等に当たって教員研修は重要ですが、教員の時間的な負担を考慮し、教員研修の実施時期や回数を精選するとともに、e ラーニングや遠隔技術等を用いた研修等の実施を検討します。



## 目標 10 学校教育環境の充実

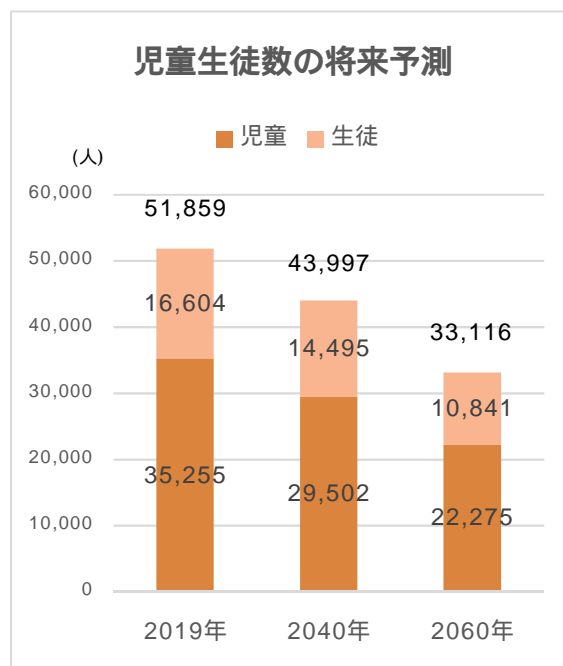
安全・安心で質の高い教育環境を確保するため、老朽化やバリアフリーへの対応など学校の施設・設備や学校給食施設の整備のほか、先端技術の活用に向けたICT環境の整備を進めるとともに、望ましい学校規模の実現に向けた取組などを進めます。

### 現状と課題

#### (1) 学校施設の整備

本市が現在保有する学校施設の建築時期は、昭和33(1958)年に始まり、児童生徒数の急増に対応した昭和45(1970)から59(1984)年までの15年間に集中したため、今後、老朽化した学校施設の改修・改築時期も集中することが見込まれています。

また、本市においても少子化が進行しており、昭和58(1983)年の児童生徒数(約9万人)をピークに、令和元(2019)年はその約58パーセントに当たる約5万2千人にまで減少しています。今後も減少傾向は続く<sup>29</sup>と予測されており、教育上、望ましい学校規模を踏まえ、学校施設を整備していくことが求められています。



#### (2) 学校給食の充実

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることに加え、食に関する指導の観点からも重要ですが、安定的に提供するための学校給食施設の整備が必要となっています。

<sup>29</sup> 2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計

### (3) 学校情報化の推進

超スマート社会においては、先端技術や教育ビッグデータを活用し、多様な子ども一人ひとりの個性や置かれている状況に最適な学び、つまり「公正に個別最適化された学び」<sup>30</sup>を可能にしていくことが重要ですが、この実現にはICT環境の整備が必要です。

特に児童生徒が使用する教育用コンピュータの整備率について、全国平均は5.4人/台<sup>31</sup>であるところ、本市においては9.0人/台となっており、今後の整備が求められています。

## 施策

### 施策1 安全で快適な施設・設備の整備

安全性や快適性の向上に向けて、校舎、屋内運動場やトイレ等の改修、設備の整備を進めます。

〔主な取組〕

#### 校舎等の改修

校舎・屋内運動場の長寿命化改修、大規模改造、中規模改修工事を計画的に推進します。

#### トイレの改修・洋式化

トイレの改修工事や和式便器の洋式化を計画的に推進します。

#### 空調設備の整備

特別教室等への空調設備の整備を推進します。また、屋内運動場への空調設備導入について検討します。

<sup>30</sup> 文部科学省「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」(令和元年6月25日)

<sup>31</sup> 文部科学省「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」(平成31年3月現在)

## **施策2 望ましい学校規模の実現に向けた取組**

学校規模に課題が生じている地域について児童生徒にとって望ましい教育環境となるよう、小中学校の通学区域の見直しや再編などの検討を進めます。また、こうした機会を捉え、小中一貫教育の良さを最大限に生かし、より充実した教育活動を継続的に展開できる環境の実現に向けた検討を行います<sup>3 2</sup>。

## **施策3 学校給食の充実**

児童生徒の心身の健全な発達を促すため、安全・安心な学校給食の安定的な提供に向けた取組を進めます。

〔主な取組〕

### **学校給食のあり方の検討**

学校給食をめぐる諸課題を調査・研究するなど、本市にふさわしい学校給食の提供方法などについて検討します。

### **学校給食施設の整備**

安全・安心な学校給食を安定的に提供するため、給食室等の改修などを進めます。

## **施策4 ICT環境の整備**

先端技術の活用に向けたICT環境の整備を進めるなど、学校のICT環境の維持・改善を図ります。

〔主な取組〕

### **学習用タブレットPCの整備**

児童生徒のプログラミング的思考等の情報活用能力をより効果的に育成するため、学習用タブレットPCやプログラミング教材等を整備します。

### **ICT推進校による教育研究**

タブレットPC等の効果的な活用方法についてICT推進校において教育研究を進めます。

---

<sup>3 2</sup> 平成29年3月に策定した「相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針」に基づき、具体的な検討を進めます。

## 目標 1 1 学校安全の推進

自然災害や交通事故や犯罪などの多様な危険に備え、地域住民や関係機関等と連携しながら、子どもの身を守るための取組を進めるとともに、学校における安全対策の徹底に取り組みます。

### 現状と課題

東日本大震災や熊本地震をはじめ、近年は台風や豪雨による河川の氾濫や土砂災害などの自然災害が多発しており、災害発生時に備え、子どもの頃から防災意識を高めることが必要です。

また、登下校中の児童生徒が交通事故に遭ったり、児童生徒の命に関わるような犯罪に巻き込まれてしまったりするなどの事案も全国的に発生しており、安全対策の徹底が求められています。

### 施策

#### 施策 児童生徒の安全対策の推進

児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう、通学路や学校内における安全対策の向上に取り組みます。

〔主な取組〕

#### 交通安全の確保

児童生徒の通学時の安全確保に向け、各学校において交通安全教育を実施するとともに、通学路交通安全プログラムに基づき、歩道橋やガードレール、カーブミラーの設置など関係機関と連携を図り、継続的に安全対策に取り組むほか、子ども安全見守り活動団体への助成・支援、学童通学安全指導員の配置、スクールバスの運行、防犯ブザーの貸与などを行います。

#### 生活安全の確保

児童生徒が健康で安全に過ごせる学校づくりを進めるため、防犯・安全教育プログラム「安全教室」を全小学校で実施するなど児童生徒の安全意識を高めるとともに、「学校安全の手引き」を改訂して周知・活用を推進するなど教職員の安全管理意識の向上を図ります。

## **災害安全の確保**

児童生徒が災害時において危険を認識し、自らの安全を確保するための自助意識、地域を守る担い手としての共助意識の育成を図るため、防災教育を実施し、災害や防災に関する基本的知識の習得を図ります。

## 目標 1 2 生涯学習・社会教育の推進体制の充実

学びを通じた人づくりや地域づくりを促進するため、地域の人材や資源をコーディネートし、地域住民の主体的な学びを促すことができる職員の専門性を育成するなど、生涯学習・社会教育の推進体制の充実を図ります。

### 現状と課題

個人や地域社会が抱える課題は複雑化・多様化しており、その課題解決のためには、地域住民の主体的な学びを促すことが重要となっています。

とりわけ、社会教育においては、学習の内容や形態が多様であり、地域における様々な学習機会について、全体を俯瞰的に捉え、関係者間をつないだり、必要な学習の場について調整を行ったりする職員等の存在が不可欠です。

社会教育法では、このような役割を果たす中核的な専門職として社会教育主事を配置することが規定されていますが、令和2(2020)年度から「社会教育士」が新たに制度化され、よりコーディネート能力やファシリテート能力等の専門性を備えた職としての活躍が期待されています。

### 成果指標

#### 社会教育士資格を有する職員の人数(累計)

地域住民の主体的な学びを促すことができる専門的職員として社会教育士が養成されているかを測る指標

〔測定方法：独自調査〕

### 施策

#### 施策 研修・支援体制の充実

生涯学習・社会教育に関わる職員の専門性を育成するため、研修・情報交換や相談・助言の機会を充実します。

〔主な取組〕

#### 研修・情報交換機会の充実

生涯学習・社会教育を推進する職員としての専門性を育成するため、研修や情報交換の機会を充実します。

## **社会教育士の養成** <新規>

地域住民の主体的な学びを促すことができる職員の専門性を育成するため、社会教育士講習へ職員を派遣します。

## **公民館職員への支援の充実**

A I を活用した公民館職員支援ツールの研究・導入を行うなど支援の充実を図ります。

## **スポーツ推進委員・青少年指導員の資質向上**

研修会等の開催や情報交換会への参加などにより、スポーツ推進委員・青少年指導員の資質向上を図ります。

## 目標 1 3 生涯学習・社会教育環境の充実

生涯学習・社会教育環境の充実を図るため、施設・設備等の整備や老朽化への対応を進めます。

### 現状と課題

相模原市が現在保有している公共施設の半分以上が、昭和 6 1 年度までに整備されており、生涯学習・社会教育施設も同様に、多くの公民館が昭和 5 0 年代半ばから 6 0 年代初めまでに整備されているなど、今後、計画的な保全などの老朽化への対応が必要となっています。

また、本市の長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた文化財は、新たな市民文化を育む市民の財産であり、それを次世代に伝え、活用していくための整備が必要となっています。

### 施策

#### 施策 生涯学習・社会教育施設等の整備や老朽化への対応

公民館・スポーツ施設・図書館・博物館の施設・設備の整備や計画的な保全など老朽化への対応を進めます。また、文化財の保存と公開活用のための整備を進めます。

〔主な取組〕

##### 市立図書館及び大野北公民館の再整備

淵野辺駅南口周辺のまちづくりに合わせて、市立図書館や大野北公民館などの公共施設の老朽化等の課題解決に向けて、新たな文化・交流拠点の形成などの検討を進めます。

##### 公民館の大規模改修・再整備

施設の複合化も含め、公民館の大規模改修・再整備を行います。

##### 文化財の保存と公開活用のための整備

文化財の保存と公開活用のための整備に向けた取組を進めます。

##### スポーツ施設の整備・充実

スポーツを楽しむことができる場の保全・整備・更新を進めます。



## 第5章 進行管理

この計画の進行管理には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」(以下「点検・評価」といいます。)を活用します。

この点検・評価は、教育に関する学識経験者の知見を活用しつつ、教育委員会が毎年度実施するものであり、この結果については市議会に報告するとともに、一般公表もしています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。